# 令和6年かすみがうら市議会第2回定例会 市長提出議案集

令和6年6月4日提出

かすみがうら市

1.	報告第 3 号	令和5年度かすみがうら市一般	会計繰越明許	費繰越計算
		書について		1~2
2.	報告第 4 号	令和5年度かすみがうら市水道	事業会計継続	費繰越計算
		書について		3~4
3.	報告第 5 号	令和5年度かすみがうら市水道	事業会計繰越	計算書につ
		いて		5~6
4.	報告第 6 号	令和5年度かすみがうら市下水	道事業会計繰	越計算書に
		ついて		7 <b>~</b> 8
5.	承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めるこ	とについて	
		〈かすみがうら市税条例の一部	るを改正する条件	列〉
				9~27
6.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めるこ	とについて	
		〈かすみがうら市過疎地域にお	ける固定資産和	兇の課税免
		除に関する条例の一部を改正す	る条例〉	
				28~30
7.	承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めるこ	とについて	
		〈かすみがうら市国民健康保険	税条例の一部	を改正する
		条例〉		31~33
8.	承認第 5 号	専決処分事項の承認を求めるこ	とについて	
		〈かすみがうら市個人番号の利	用及び特定個/	人情報の提
		供に関する条例の一部を改正す	る条例〉	
				34~37

9.	承認第 6 号	専決処分事項の承認を求めること	について	
		〈令和5年度かすみがうら市介讃	<b>美保険特別会</b> 詞	計補正予算
		(第4号)〉		38~46
10.	承認第 7 号	専決処分事項の承認を求めること	について	
		〈令和6年度かすみがうら市一般	2会計補正予算	算(第1号)〉
				47~56
11.	承認第 8 号	専決処分事項の承認を求めること	について	
		〈令和6年度かすみがうら市介護	<b>美保険特別会</b> 詞	計補正予算
		(第1号)〉		57~65
12.	議案第 33 号	かすみがうら市家庭的保育事業等	等の設備及び <sup>3</sup>	運営に関す
		る基準を定める条例の一部を改正	Eする条例の制	制定につい
		τ		66~67
13.	議案第 34 号	かすみがうら市交流センター等の	)設置及び管理	理に関する
		条例の一部を改正する条例の制定	三について	
				68~70
14.	議案第 35 号	令和6年度かすみがうら市一般会	会計補正予算	(第2号)
				71~85
15.	議案第 36 号	令和6年度かすみがうら市国民領	建康保険特別会	会計補正予
		算(第1号)		86~92
16.	議案第 37 号	消防団消防ポンプ自動車の取得に	こついて	
				93
17.	議案第 38 号	茨城県後期高齢者医療広域連合規	見約の変更に^	ついて
				94~95
18.	議案第 39 号	市道路線の廃止について		96~98

## (参考資料)

$\circ$	付議事件(条例)条文新旧対照表		99~141
•	かすみがうら市税条例 新旧対照表		(99~128)
	かすみがうら市過疎地域における固定資産税の認	<b>果税免除に関</b>	する条例
	新旧対照表		(129~130)
•	かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表	₹	(130~132)
	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報	3の提供に関	する条例
	新旧対照表		(132~133)
	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営	に関する基	準を定める
	条例 新旧対照表		(133~136)
•	かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に	関する条例	新旧対照
	表		(136~140)
	茨城県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表	<del>-</del>	(140~141)

報告第3号

令和5年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書につい て

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、 令和5年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとお り報告する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

#### 令和5年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

				翌年度	左	Ø	財 源	内	訳
款	項	事業名	金額		既 収 入	未 収	入 特 定	財 源	一般財源
				繰越額	特定財源	国 県	地方債	その他	一
2 総務費	1 総務管理費	旧小学校施設管理に要する経費	2, 751, 000	2, 751, 000	0	0	0	0	2, 751, 000
2 総務費	1 総務管理費	自治振興に要する経費	77, 515, 000	59, 364, 700	0	0	58, 300, 000	0	1, 064, 700
2 総務費	1 総務管理費	千代田公民館移転に要する経費	87, 551, 000	55, 732, 936	0	0	0	0	55, 732, 936
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務に要する経費	5, 654, 000	5, 654, 000	0	5, 654, 000	0	0	0
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務に要する経費	5, 500, 000	5, 500, 000	0	5, 500, 000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉総務費	物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援 に要する経費	127, 450, 000	126, 804, 504	0	126, 804, 504	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種に要する 経費	7, 381, 000	7, 381, 000	0	7, 381, 000	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	保健センター管理に要する経費	4, 730, 000	4, 730, 000	0	0	4, 200, 000	0	530, 000
4 衛生費	1 保健衛生費	一般廃棄物処理に要する経費	12, 944, 000	12, 944, 000	0	0	10, 700, 000	0	2, 244, 000
5 労働費	1 労働諸費	勤労青少年ホーム管理に要する経費	9, 680, 000	7, 928, 800	0	0	7, 100, 000	0	828, 800
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良助成に要する経費	3, 364, 000	3, 364, 000	0	2, 355, 000	0	0	1, 009, 000
6 農林水産業費	1 農業費	県単土地改良に要する経費	20, 325, 000	20, 324, 900	0	8, 047, 000	0	0	12, 277, 900
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備に要する経費	241, 917, 000	236, 515, 000	0	117, 979, 697	118, 500, 000	0	35, 303
8 土木費	2 道路橋梁費	(仮称) 千代田PAスマートIC関連事業 に要する経費	46, 000, 000	42, 998, 000	0	20, 500, 000	0	0	22, 498, 000
8 土木費	3 河川費	河川維持管理に要する経費	5, 000, 000	5, 000, 000	0	0	0	0	5, 000, 000
10 教育費	2 小学校費	小学校給食管理運営に要する経費	558, 000	558, 000	0	0	0	0	558, 000
10 教育費	3 中学校費	中学校給食管理運営に要する経費	1, 031, 000	1, 031, 000	0	0	0	0	1, 031, 000
10 教育費	5 保健体育費	わかぐり運動公園管理運営に要する経費	3, 135, 000	3, 135, 000	0	0	0	0	3, 135, 000
11 災害復旧費	4 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧に要する経費	18, 819, 000	18, 768, 000	0	0	18, 700, 000	0	68, 000
	合	計	681, 305, 000	620, 484, 840	0	294, 221, 201	217, 500, 000	0	108, 763, 639

報告第4号

令和5年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書につい て

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の 規定により、令和5年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書につい て、次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 令和5年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書

					令和5年度継続費予算現額						翌年度逓次繰越額		翌年度繰越額
				継続費				支払義務発		翌年度	に係る則	才源内訳	に係る繰越を
款	項	目	事業名	の総額	予算	前年度逓	-1	生(見込)額	残 額	逓 次		当年度	要するたな卸
				*>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	計上額	次繰越額	計	工(元乙) 银		繰越額	企業債	損益勘定	資産の購入限
												留保資金	度額
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			5単独第1号										
1 資本的	1建 設	3 浄水場	霞ヶ浦浄水場	571, 417, 000	228, 567, 000	0	228, 567, 000	113, 000, 000	115, 567, 000	115, 567, 000	115, 500, 000	67, 000	0
支 出	改良費	施設費	中央監視設備										
			更新工事										

報告第5号

令和5年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、 令和5年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告 する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

## 令和5年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書

							左の財源内訳				翌年度繰越額	
款	項	Ħ	事業名	予 算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	国 庫 支出金	企業債	当年度 損益勘定 留保資金	不用額	に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
				円	円	円	円	円	円	円	円	配水管埋設にあたり、湧水
1資本的 支 出	1建 設改良費	1配水施設工事費	5 単独第 3 号配水管布設替工事	51, 260, 000	20, 500, 000	30, 760, 000	0	30, 700, 000	60,000	0	0	があることから作業が難航 したこと、また既設給水管 位置が不明慮な箇所が多く あり、切替作業に不測の日 数を要したことによる。
1資本的	1建設	1配水施設工事費	5 単独第3号 配水管布設替 工事に伴う 境界復元測量 業務委託	円 1, 012, 000	円 0	円 1, 012, 000	円 0	円 0	円 1,012,000	円 0	円 0	事の本復旧完了後に境界復

報告第6号

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、 令和5年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 令和5年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	国 庫 支出金	左の財源 内 訳 企業債	当年度 損益勘定 留保資金	不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資 の購入限 度額	説明
1資本的 支 出	1建 設改良費	2 特定環境 保全公共 下水道整 備事業費	R5 国補特環第 1 号 田伏浄化センター 減速機更新工事	8, 140, 000	円 0	円 8, 140, 000	円 2, 237, 500	円 4,000,000	円 1,902,500	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染拡 大の影響による海外製部品 の納期遅延による
1資本的 支 出	1建 設 改良費	5 流域下水 道建設 負担金	流域下水道建設負担金	円 52, 824, 000	円 7, 215, 000	円 22,645,000	円 0	円 22, 300, 000	円 345,000	円 22,964,000	円 0	県流域下水道事業の水処理 機械電気設備工事におい て、機器に必要なケーブル が供給不足となったことに よる

## 承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 専 決 処 分 書

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

#### 理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

## かすみがうら市長

令和6年かすみがうら市条例第17号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市税条例(平成17年かすみがうら市条例第54号)の一部を 次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭(市内に事務所を有し、かつ、規則の 定めるところにより市長に届出をしたものに対するものに限る。)」を削り、 同項第1号中「又は金銭」を削り、同号リを次のように改める。

リ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とする ために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」 に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」 に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただ し書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

- 第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係

る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

- 第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5 第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中

「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

- 第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書 に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次 に定めるところによる。
  - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人 の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出され る普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴 収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の 適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額 をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号にお いて「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)か らその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民 税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下こ の項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除し て得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額 が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。 以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその 者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額 に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満た

ない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条 第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項におい て「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者 の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その 他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税 額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金

額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

- 第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。
  - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民

税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額 控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に 係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号におい て同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除し て得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額 が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。 以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除 前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額 (以下この項において「第1期分金額」という。) に満たない場合には、 第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金 等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対 象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付 の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所 得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対 象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額から その者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残 額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当す る税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの 間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額 を3で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該 金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨 てた金額。以下この項において「分割金額」という。) に2を乗じて得た 金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控 除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」とい う。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間に おいてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の十月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の十月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から1

1月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市 民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定め るところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5

第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を三で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の十月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項

- の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の九まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第10項を削り、同条第9項中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第25項第4号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15

条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6 とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第12項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条16項各号」を「附則第7条17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第9項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち 区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合におい ても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号) 第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、 当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する 要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項 又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度 から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度 又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を 「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土 地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似 適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「平成27年法律第2号」を「令和6年法律第4号」に、 「附則第18条」を「附則第21条」に、「平成27年度から平成29年度ま で」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度 から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を 「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」 及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則 第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得 割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則 第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得 割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則 第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の 額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則 第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の 額」とする。 附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則 第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の 額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則 第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の 額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則 第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得 割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則 第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の 所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則 第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得 割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則 第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、 「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の 所得割の額」とする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
  - (2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び 第34条の7第1項第1号リの改正規定並びに次条の規定 公益信託に関 する法律(令和6年法律第 号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条 第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正 後の市税条例第34条の7第1項(第1号リに係る部分に限る。)の規定の 適用については、同項第1号リ中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税 法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定 によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含 む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例の規 定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税につ いて適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によ る。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地 方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による 改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において 「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギ 一発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第 15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保 育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従 前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の 施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第 39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課 する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

#### 専 決 処 分 書

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長 宮嶋 謙

#### 理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税 免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改 正する省令(令和6年総務省令第35号)が、令和6年3月30日に公布さ れたことに伴い、かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に 関する条例の一部を改正する必要が生じたため。 かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長

令和6年かすみがうら市条例第18号

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和 4年かすみがうら市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条及び附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に 改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 承認第4号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に 緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専 決処分する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 理 由

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

# かすみがうら市長

令和6年かすみがうら市条例第16号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 かすみがうら市国民健康保険税条例(平成17年かすみがうら市条例第10 1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第27条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第5号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

#### 専 決 処 分 書

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月2日

かすみがうら市長 宮嶋 謙

#### 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和6年政令第169号)が令和6年4月12日に公布されたことに伴い、かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

令和6年5月2日

#### かすみがうら市長

令和6年かすみがうら市条例第19号

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年かすみがうら市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利 用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「教育長」を「教育委員会」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「教育長」を「教育委員会」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の35の項及び別表第3の1の項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

附則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

承認第6号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第4号)について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処 分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるも の。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

### 専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和6年3月21日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第4号) 別紙のとおり

### 理由

介護給付費交付金の清算に伴う国庫支出金等返還金が生じたほか、介護給付費の利用請求が第4四半期にかけて想定以上に伸びたことにより、早急な予算措置をするため令和5年度介護保険特別会計補正予算(第4号)により補正を行う。

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第4号)

令和5年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,951千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,909,812千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月21日 専決処分

かすみがうら市長 宮嶋 謙

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

	款				項			補正前の額	補正額	計
7 繰	入	金						643, 016	99, 951	742, 967
			2 基	金	繰	入	金	61, 931	99, 951	161, 882
	歳	入	合	計				3, 809, 861	99, 951	3, 909, 812

歳出

		款		項	補正前の額	補正額	計
2 保	険	給 付	費		3, 497, 246	40, 180	3, 537, 426
				1 介 護 サ ー ビ ス 諸 費	3, 140, 245	39, 180	3, 179, 425
				2 介護予防サービス等諸費	69, 635	1,000	70, 635
7 諸	支	出	金		45, 308	59, 771	105, 079
				1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	8, 664	59, 771	68, 435
		歳	出	合 計	3, 809, 861	99, 951	3, 909, 812

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

							(+1/17 1 1 1 1 )
	款				補正前の額	補正額	計
1 保	険			料	782, 527	0	782, 527
2 使	用 料 及	び手	数	料	10	0	10
3 国	庫    支	出		金	799, 927	0	799, 927
4 支	払 基 金	交	付	金	950, 205	0	950, 205
5 県	支	出		金	535, 980	0	535, 980
6 財	産	収		入	251	0	251
7 繰	入			金	643, 016	99, 951	742, 967
8 繰	越	:		金	80, 211	0	80, 211
9 諸	収			入	9, 698	0	9, 698
10 介	護 サーー	ビス	収	入	8, 036	0	8, 036
	歳   入	合	計		3, 809, 861	99, 951	3, 909, 812

歳 出

//17/		-4				1										<u> </u>
											補正額	質の	財源区	勺訳		
			款			補正前の額	補正額	計	特	定	ļ	材		源		一般財源
									国県支出金	地	方	債	そ	$\mathcal{O}$	他	川文 只 (/水
1	総		務		費	87, 784	0	87, 784								
2	保	険	給	付	費	3, 497, 246	40, 180	3, 537, 426								40, 180
3	財	政 安 定	化 基	金 拠	出 金	1	0	1								
4	地	域 支	援	事	業 費	120, 770	0	120, 770								
5	介	護サー	- Ľ	ス事	業費	14, 146	0	14, 146								
6	基	金	積	<u> </u>	金	34, 606	0	34, 606								
7	諸	支		出	金	45, 308	59, 771	105, 079								59, 771
8	予		備		費	10,000	0	10, 000								
		歳出	1 1	合 章	+	3, 809, 861	99, 951	3, 909, 812								99, 951

# 2 歳 入

(款) 7	繰入金				(項) 2 基金線	<b>人</b>			(単	位 千円)
	П		補正前の額	補 正 額	∌l.	節		≘光	ПВ	
	Ħ		棚上削り領	M 上 領 	計	区 分	金 額	説	明	
1介護給	付費準	備基金	61, 931	99, 951	161, 882	1 介護給付費準備	99, 951	介護給付費準備基金繰入金		
繰	入	金				基金繰入金				
	計		61, 931	99, 951	161, 882					

# 3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補   正     特   国県支出金	定 財	<u></u> 他	訳 一 般 財 源	区分	<u>第</u> 金 客		
1居宅介護サービス等給付費	1, 647, 605	15, 197	1, 662, 802				15, 197	18 負担金 、補助 及 で付金	15, 1	97 <b>01 居宅介護サービス等給付に要する経費 0101 居宅介護サービス等給付に要する経費</b> 18 居宅介護サービス給付費	15, 197 15, 197 15, 197
2施設介護サービス等給付費計	1, 492, 640 3, 140, 245	23, 983	1, 516, 623 3, 179, 425				23, 983	18 負担金 、補助 及 で付金	23, 9	83 <b>01 施設介護サービス等給付に要する経費</b> 0101 施設介護サービス等給付に要する経費 18 施設介護サービス給付費	23, 983 23, 983 23, 983

(款) 2 保険給付費

# (項) 2 介護予防サービス等諸費

1 1 1 1 2	*111111			( / 1/	7 1 1024 10 1 1	* "			
1介護予防	69, 635	1,000	70, 635			1,000 18	8 負担金	1,000 01 介護予防サービス給付に要する	
サービス							、補助	1,0	00
給付費							及び	0101 介護予防サービス給付に要す	
							交付金	1,0	00
								18 地域密着型介護予防サービ	
								ス給付費 1,0	000
計	69 635	1. 000	70 635			1 000			

(款) 7 諸支出金

# (項) 1 償還金及び還付加算金

2償 還 金	7, 664	59, 771	67, 435			59, 771	22 償還金	1 国庫支出金等返還に要する経費 101 国庫支出金等返還に要する経	59, 771
							及び	費	59, 771
							割引料	22 国庫支出金等返還金	59, 771
計	8, 664	59, 771	68, 435	·		59, 771		·	

# 承認第7号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

### 専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和6年4月17日

かすみがうら市長 宮嶋 謙

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号) 別紙のとおり

#### 理由

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実績 額確定により国庫補助金の返還が生じたほか、政府によるデフレ完全脱却の ための総合経済対策として実施する定額減税措置に伴い住民税システムの改 修が必要となることから、早急な予算措置をするため令和6年度一般会計補 正予算(第1号)により補正を行う。 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)

令和6年度かすみがうら市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,494千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,673,494千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和6年4月17日 専決処分

かすみがうら市長 宮嶋 謙

# 第 1 表 歲 入 歲 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

		款					項			補正前の額	補正額	計
15 国	庫	支	出	金						2, 269, 588	1, 760	2, 271, 348
					2 国	庫	補	助	金	380, 398	1, 760	382, 158
20 繰		越		金						79, 529	11, 734	91, 263
					1 繰		越		金	79, 529	11, 734	91, 263
		歳		入	合	計				17, 660, 000	13, 494	17, 673, 494

歳出

	款				項			補正前の額	補正額	計
2 総	務	費						2, 434, 447	13, 494	2, 447, 941
			1 総	務	管	理	費	2, 140, 493	11, 734	2, 152, 227
			2 徴		税		費	210, 479	1, 760	212, 239
	歳	出	合	計				17, 660, 000	13, 494	17, 673, 494

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

///	<u> </u>	款			補正前の額	補正額	計
1 市				税	5, 767, 934	0	5, 767, 934
2 地	方	譲	与	税	232, 288	0	232, 288
3 利	子	割    交	付	金	2, 266	0	2, 266
4 配	当	割    交	付	金	28, 293	0	28, 293
5 株	式 等 譲	渡 所 得	割 交 付	金	33, 218	0	33, 218
6 法	人事	業税	交 付	金	94, 563	0	94, 563
7 地	方 消	費税	交 付	金	964, 281	0	964, 281
8 ゴ	ルフ場	利 用	税 交 付	金	123, 000	0	123, 000
9 環	境  性	能 割	交 付	金	20,000	0	20, 000
10 地	方 特	例	交 付	金	30, 953	0	30, 953
11 地	方	交	付	税	4, 300, 000	0	4, 300, 000
12 交	通 安 全	対 策 特	别交付	金	5, 549	0	5, 549
13 分	担金	及び	負 担	金	68, 183	0	68, 183
14 使	用料	及び	手 数	料	48, 639	0	48, 639
15 国	庫	支	出	金	2, 269, 588	1,760	2, 271, 348
16 県	支		出	金	1, 463, 354	0	1, 463, 354
17 財	産		収	入	20, 841	0	20, 841
18 寄		附		金	45, 001	0	45, 001
19 繰		入		金	742, 855	0	742, 855
20 繰		越		金	79, 529	11, 734	91, 263
21 諸		収		入	291, 665	0	291, 665

								(単位 千円)_
		志	次			補正前の額	補正額	計
22 市					債	1, 028, 000	0	1, 028, 000
	歳	入	合	計		17, 660, 000	13, 494	17, 673, 494

歳出

175 日													十二 111/				
												補正	額の	財源	<b>为訳</b>		
			志	次			補正前の額	補正額	計	特	定		財		源		一般財源
										国県支出金	地	方	債	そ	の	他	
1	議		<u> </u>	会		費	138, 873	0	138, 873								
2	総	務					2, 434, 447	13, 494	2, 447, 941	1, 760							11, 734
3	民		<u>/</u>	生		費	6, 598, 744	0	6, 598, 744								
4	衛		<u>/</u>	生		費	1, 085, 219	0	1, 085, 219								
5	労		1	動		費	10, 568	0	10, 568								
6	農	林	水	産	業	費	690, 721	0	690, 721								
7	商		-	Ľ.		費	425, 594	0	425, 594								
8	土		7	木		費	1, 574, 947	0	1, 574, 947								
9	消		Ş	访		費	969, 435	0	969, 435								
10	教		Ī	育		費	1, 786, 618	0	1, 786, 618								
11	災	害	í	复	旧	費	2	0	2								
12	公	債				費	1, 914, 832	0	1, 914, 832								
13	予	備				費	30,000	0	30,000								
		歳	出	合	計		17, 660, 000	13, 494	17, 673, 494	1, 760							11, 734

# 2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

	<b>オーボの姫</b>	<b>地</b>	卦	節		크 <sup>시</sup>
	補正前の額	補 正 額	ĦΤ	区 分	金 額	就 炒
1総務費国庫補助金	34, 426	1, 760	36, 186	1総務費補助金	1,760	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	380, 398	1, 760	382, 158			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

,						_				
1繰	越	金	79, 529	11, 734	91, 263	1 繰	越	金	11, 734	前年度繰越金
	計		79, 529	11, 734	91, 263					

#### 3 歳 出

計

2, 140, 493

11, 734 2, 152, 227

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円) 補 正額の財源内 訳 筋 
 特
 定

 国県支出金
 地
 方
 般源 目 補正前の額 補 正 額 計 源 説 明 区 分 金 額 債 そ 財 0) 他 6企 画費 24, 682 11, 734 36, 416 11,734 22 償還金 11,734 01 企画調整事業 11, 734 、 利子 及 び 割引料 0101 企画調整に要する経費 11, 734 22 国庫補助金等返還金 11,734

11, 734

(款) 2 総和	<b>务費</b>				(項) 2 徴移	趋費			
2賦 課費	54, 025	1, 760	55, 785	1, 760			12 委託料	01 市税賦課事務事業 0101 市税賦課事務に要する経費	1, 760 1, 760
71								12 定額減税に伴う住民税シス テム改修業務委託	1, 760
計	210, 479	1,760	212, 239	1, 760					

承認第8号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処 分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるも の。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

### 専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和6年4月17日

かすみがうら市長 宮嶋 謙

令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号) 別紙のとおり

# 理 由

過年度分の保険料還付未済額が累積されていることから、被保険者への速 やかな還付を行うにあたり、早急な予算措置をするため令和6年度介護保険 特別会計補正予算(第1号)により補正を行う。 令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)

令和6年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,663千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,780,663千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月17日 専決処分

かすみがうら市長 宮嶋 謙

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

	款				項			補正前の額	補正額	計
7 繰	入	金						614, 764	9, 663	624, 427
			2 基	金	繰	入	金	26, 053	9, 663	35, 716
	歳	入	合	計				3, 771, 000	9, 663	3, 780, 663

歳出

	款				項			補正前の額	補正額	計
7 諸	支	出	金					1, 502	9, 663	11, 165
				1 償 還 🕏	を及び!	還 付 加 算	章 金	1, 500	9, 663	11, 163
		歳	出	合	計			3, 771, 000	9, 663	3, 780, 663

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

								<u> </u>		
		款				補正前の額	補正額	計		
1 保		険			料	828, 877	0	828, 877		
2 使	用料	及び	手	50						
3 国	庫	支	出	810, 230						
4 支	払基	金	交	付	金	956, 610	0	956, 610		
5 県	支		出		金	540, 375	0	540, 375		
6 財	産		収		入	284	0	284		
7 繰		入			金	614, 764	9, 663	624, 427		
8 繰		越			金	1,000	0	1,000		
9 諸		収			入	11, 224	0	11, 224		
10 介	護・サ・	ー ビ	ス	収	入	7, 586	0	7, 586		
	歳   入	合	`	計		3, 771, 000	9, 663	3, 780, 663		

歳出

//1//															
										補正	額の	財源	内訳		
		款			補正前の額	補正額	計	特	定		財		源		. 机几 日子 河石
								国県支出金	地	方	債	そ	Ø)	他	一般財源
1 糸		務		費	93, 057	0	93, 057								
2	除	給	付	費	3, 519, 908	0	3, 519, 908								
3 具	<b>す</b> 政安定	化 基	金 拠 出	金	1	0	1								
4 均	也 域 支	援	事 業	費	129, 413	0	129, 413								
5 J	下護サー	- Ľ	ス事業	費	16, 835	0	16, 835								
6 基	金金	積	<u> </u>	金	284	0	284								
7 請	支		出	金	1, 502	9, 663	11, 165								9, 663
8 =	<del>,</del>	備		費	10,000	0	10,000								
	歳出		<b>計</b>		3, 771, 000	9, 663	3, 780, 663								9, 663

#### 2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円) 節 目 補正前の額 補 正 額 計 説 明 区 分 金 額 1介護給付費準備基金 35,716 1 介護給付費準備 介護給付費準備基金繰入金 26, 053 9,663 9,663 <u>入</u> 計 基金繰入金 繰 26, 053 9,663 35, 716

3 歳 出 (款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

					補	正額	の	財源	内	訳		色	前				
目	補正前の額	補	正 額	計	特	定	財	源		_	般	区分	_	<b>炒</b> 否	説	明	
					国県支出金	地方	債	その	他	財	源	区分	金	額			
1第1号被	1,500		9, 663	11, 163							9,663	22 償還金		9,663	01 介護保険料還付に要する経費		9, 663
保険者保												、利子			0101 介護保険料還付に要する経費	t	9, 663
険料還付												及び			22 第 1 号被保険者保険料還付	-	·
金												割引料			金		9,663
計	1,500		9,663	11, 163							9,663						

#### 議案第33号

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年かすみがうら市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条中「こども家庭庁長官」を「内閣総理大臣」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすお それがあるときは、当分の間、この条例による改正後のかすみがうら市家庭的 保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第3 1条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この 場合において、この条例による改正前のかすみがうら市家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第 44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後におい ても、なおその効力を有する。

### 議案第34号

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例の制定について

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮鳴 謙

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例(平成27年か すみがうら市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表に次のように加える。

水郷園 かすみがうら市坂905番地6

第5条に次の1項を加える。

- 3 水郷園の施設の種類は、次のとおりとする。
- (1) 客室(1階)
- (2) 客室(2階)

第8条第1項中「及び第5条」を「又は第5条」に改める。

第13条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第20条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、 第6号の次に次の1号を加える。

### (7) 水郷園の使用許可及び運営に関する業務

第21条第2項中「0.5を乗じて得た額から1.5を乗じて得た額までの範囲内において」を削る。

第22条中「及び第5条」を「又は第5条」に、「及び共用スペース」を「、 共用スペース、客室(1階)又は客室(2階)」に、「、第1項」を「、前項」 に改める。

#### 別表中

Γ

宿泊室(和 室A・B、	市内に住所を有する者		5,000円3,000円	1泊1人当たり
洋室A・ B)	上記以外の者		7,500円4,500円	1泊1人当たり
宿泊貸切	市内に住所を有する者	16,	000円	宿泊室の使用料 に加算するもの
1日 (口 頁 切)	上記以外の者	24,	000円	とする。

」を

Γ

宿泊室(和室A・B、洋室A・B)		7,500円4,500円	1泊1人当たり
宿泊貸切	24,	000円	宿泊室の使用料 に加算するもの とする。

」に改

め、同表古民家江口屋の部浴室の項を削り、同部の次に次のように加える。

水郷園(1棟)	水郷園 (1棟)												
客室	10,000円	1泊1人当たり											
基本料金	30,000円	客室の使用料に											
		加算するものと											
		する。											

同表備考第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は古民家江口屋を団体が宿泊貸切により使用する場合の区分」を削り、同表備考に次の1項を加える。 4 水郷園の使用は、1棟貸切りとする。

附則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

#### 議案第35号

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)

令和6年度かすみがうら市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ708,019千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,381,513千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

/// /	•										(111)
	款					項			補正前の額	補正額	計
1 市			税						5, 767, 934	△172, 339	5, 595, 595
				1 市		民		税	2, 536, 100	△172, 339	2, 363, 761
10 地	方 特 例	交 付	金						30, 953	172, 339	203, 292
				1 地	方 特	例	交 付	金	30, 953	172, 339	203, 292
15 国	庫  支	出	金						2, 271, 348	420, 242	2, 691, 590
				2 国	庫	補	助	金	382, 158	420, 242	802, 400
20 繰	越		金						91, 263	39, 492	130, 755
				1 繰		越		金	91, 263	39, 492	130, 755
21 諸	収		入						291, 665	2, 685	294, 350
				5 雑				入	231, 455	2, 685	234, 140
22 市			債						1, 028, 000	245, 600	1, 273, 600
				1 市				債	1, 028, 000	245, 600	1, 273, 600
	歳	入		合	計				17, 673, 494	708, 019	18, 381, 513

歳出

															(
	款							項					補正前の額	補正額	計
2 総	務	費											2, 447, 941	203, 060	2, 651, 001
			1	総		務		管		理		費	2, 152, 227	35, 963	2, 188, 190
			2	徴				税				費	212, 239	164, 134	376, 373
			3	戸	籍	住	民	基	本	台	帳	費	74, 564	2, 963	77, 527
3 民	生	費											6, 598, 744	187, 500	6, 786, 244
			1	社		会		福		祉		費	3, 630, 799	187, 500	3, 818, 299
4 衛	生	費											1, 085, 219	203, 208	1, 288, 427
			1	保		健		衛		生		費	1, 085, 219	203, 208	1, 288, 427
5 労	働	費											10, 568	111, 562	122, 130
			1	労		/	働		謔	į		費	10, 568	111, 562	122, 130
7 商	工	費											425, 594	0	425, 594
			1	商				工				費	425, 594	0	425, 594
9 消	防	費											969, 435	2,000	971, 435
			1	消				防				費	969, 435	2,000	971, 435
10 教	育	費											1, 786, 618	689	1, 787, 307
			1	教		育		総		務		費	304, 325	689	305, 014
			3	中		4	学		校			費	431, 043	0	431, 043
	歳	出		合			計						17, 673, 494	708, 019	18, 381, 513

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加 (単位:千円)

事項	期間	限 度 額
風返稲荷山古墳出土品再保存修 理・支持台作製業務委託	令和7年度	4, 706

## 第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧志士庫小学校特別教室棟等施設整備事業債	31, 900	普通貸借又は 証券発行	し、利率見直し方式で借	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはそ
旧保健センター解体事業債	104, 300		り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金 について、利率の見直し を行った後においては、	の債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすること
勤労青少年ホーム等解体事業債	100, 400		当該見直し後の利率)	ができる。
かすみがうら未来づくりカンパニー出資事業債	9,000			
合 計	245,600			

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

///		款			補正前の額	補正額	計 計
1 市				税	5, 767, 934	△172, 339	5, 595, 595
2 地	方	譲	与	税	232, 288	0	232, 288
3 利	子	割	交 付	金	2, 266	0	2, 266
4 配	当	割	交 付	金	28, 293	0	28, 293
5 株	式 等 譲	渡 所 往	事 割 交	付 金	33, 218	0	33, 218
6 法	人事	業税	交 付	金	94, 563	0	94, 563
7 地	方 消	費税	交 付	金	964, 281	0	964, 281
8 ゴ	ルフ場	利 用	税  交	付 金	123, 000	0	123, 000
9 環	境  性	能 割	交 付	· 金	20,000	0	20,000
10 地	方 特	例	交 付	金	30, 953	172, 339	203, 292
11 地	方	交	付	税	4, 300, 000	0	4, 300, 000
12 交	通 安 全	対 策	寺 別 交	付 金	5, 549	0	5, 549
13 分	担金	及び	負 担	金	68, 183	0	68, 183
14 使	用料	及び	手 数	料	48, 639	0	48, 639
15 国	庫	支	出	金	2, 271, 348	420, 242	2, 691, 590
16 県	支		出	金	1, 463, 354	0	1, 463, 354
17 財	産		収	入	20, 841	0	20, 841
18 寄		附		金	45, 001	0	45, 001
19 繰		入		金	742, 855	0	742, 855
20 繰		越		金	91, 263	39, 492	130, 755
21 諸		収		入	291, 665	2, 685	294, 350

		志	欠		補正前の額	補正額	計	
22 市					債	1, 028, 000	245, 600	1, 273, 600
	歳	入	合	計		17, 673, 494	708, 019	18, 381, 513

歳出

////		4													<u>(中世 111)</u>			
											補正	三額の	財源区	勺訳				
			古水	欬			補正前の額	補正額	計	特	定	財	,	源	一般財源			
										国県支出金	地方	債	そ	の他				
1	議		Ę	会		費	138, 873	0	138, 873									
2	総	務					2, 447, 941	203, 060	2, 651, 001	175, 570	31,	900			△4, 410			
3	民		/ -	生		費	6, 598, 744	187, 500	6, 786, 244	183, 961					3, 539			
4	衛		<u>/</u>	生		費	1, 085, 219	203, 208	1, 288, 427	60, 590	104,	300			38, 318			
5	労		1	動		費	10, 568	111, 562	122, 130		100,	400			11, 162			
6	農	林	水	産	業	費	690, 721	0	690, 721									
7	商		エ			費	425, 594	0	425, 594		9,	000			△9,000			
8	土		木			費	1, 574, 947	0	1, 574, 947									
9	消		防			防費			費	969, 435	2,000	971, 435					2,000	)
10	教		Ŧ	育		費	1, 786, 618	689	1, 787, 307	121				685	∆117			
11	災	害 復 旧				費	2	0	2									
12	公	債				費	1, 914, 832	0	1, 914, 832									
13	予	備			費	30,000	0	30,000										
		歳	出	合	計		17, 673, 494	708, 019	18, 381, 513	420, 242	245,	600		2, 685	39, 492			

### 2 歳 入

(款)	1 市税				(項) 1 市民税	Ź		(単位 千円)
	目		補正前の額	補正額	計	節 区 分	 金 額	説明
1個		人	2, 122, 000	△172, 339	1, 949, 661	1 現 年 課 税 分	$\triangle 172,339$	
,,,,	計	, ,	2, 536, 100	△172, 339	2, 363, 761	22 / 31 02 20		711VE
(卦)	10 地方特例	<b></b>			(項) 1 地方特			
	方 特 例 交		30, 953	172, 339		1 地方特例交付金	172, 339	地方特例交付金
170 /	<u> 計</u>	11 112	30, 953	172, 339	203, 292	1 20 71 11 71 11 11	112,000	727 N N N N N N N N N N N N N N N N N N
	н		00,000	1.2, 000	200, 202			
(款)	15 国庫支出	金			(項) 2 国庫補	助金		
1総系	务費 国庫補	助金	36, 186	359, 531	395, 717	1総務費補助金	359, 531	マイナンバーカード交付事務費補助金 11,436
								物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 348,095
3衛生	上費 国庫補	助金	20, 018	60, 590	80, 608	1 保健衛生費補助金	60, 590	新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助
								金
7教育	育費国庫補	助金	39, 523	121	39, 644	2 中学校費補助金	121	教育支援体制整備事業費補助金
	計		382, 158	420, 242	802, 400			
(卦)	20 繰越金				(項) 1 繰越金			
1繰	超	金	91, 263	39, 492	130, 755		39, 492	前年度繰越金
1 ///	 計	-11/-	91, 263	39, 492	130, 755	1 1/1/1 1/2 1/2	00, 102	13 T CARCE
	н		01, 200	50, 10 <b>2</b>	100,100			
(款)	21 諸収入				(項) 5 雑入			
6雑		入	203, 617	2, 685	206, 302	1 雑 入	2, 685	自治総合センターコミュニティ助成金 2,000
								リーディングDXスクール事業委託金 685
	計		231, 455	2, 685	234, 140			
	22 市債				(項) 1 市債			
1総	務	債	398, 300	31, 900	430, 200	4 旧志士庫小学校施	31, 900	旧志士庫小学校特別教室棟等整備事業債
						設整備事業債		
3衛	生	債	82, 600	104, 300	186, 900	3 旧保健センター解	104, 300	旧保健センター解体事業債
						体 事 業 債		
9 労	働	債	0	100, 400	100, 400	1 勤労青少年ホーム	100, 400	勤労青少年ホーム等解体事業債
						等解体事業債		

(款) 22 市債 (項) 1 市債 (単位 千円)

	目		補正前の額	補正額	활				節			≡光	PH.	
	Ħ		畑上則の領	補 正 額	ĦΤ	区		分		金	額	<b>武</b> 允	明	
10 商	工	債	0	9,000	9,000	1 観光	施設等	\$管理	運		9,000	かすみがうら未来づくりカンパ	ニー出資事業	
						営	事	業	債			債		
	計		1, 028, 000	245, 600	1, 273, 600									

### 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費 (単位 千円)

B	補正前の額	補 正 額	計	補     正     額       時     定       国県支出金     地     方	の財源財源債その	内他	訳 一 般 財 源	区分	金 額	説	
5財産管理 費	595, 779	31, 966	627, 745	31,	900		66	14 工 事 請負費	31, 966	02 庁舎等財産管理事業 0203 旧小学校施設管理に要する経	31, 966
										<b>費</b> 14 旧志士庫小学校(特別教室 棟及びランチルーム)改修	31, 966
										工事	31, 966
6企画費	36, 416	3, 997	40, 413				3, 997	22 償還金 、利子 及 び 割引料	3, 997	01 企画調整事業 0101 企画調整に要する経費 22 国庫補助金等返還金	<b>3, 997 3, 997</b> 3, 997
計	2, 152, 227	35, 963	2, 188, 190	31,	900		4, 063				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1税務総務 費	131, 008	164, 134	295, 142	164, 134		11 役務費 12 委託料		02 税務事務総合調整事業 0202 定額減税・調整給付に要する	164, 134
						18 負担金	160, 000	経費	164, 134
						、補助		11 通信運搬費	423
						及び		12 調整給付に伴うシステム改	
						交付金		修業務委託	1, 100
								12 調整給付関係通知書等封入	
								封緘業務委託	775
								12 調整給付情報等管理業務委	
								託	1,836
								18 定額減税補足調整給付金	160,000
計	212, 239	164, 134	376, 373	164, 134					

### (款) 2 総務費

### (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民	74, 564	2, 963	77, 527	11, 436		△8, 473	1報酬	2,071	02 戸籍住民基本台帳等事業	2, 963
基本台帳							3 職 員	456	0202 住民基本台帳事務に要する経	
費							手当等		費	2, 963
							4 共済費	294	1 会計年度任用職員(事務補	
							8 旅 費	109	助)報酬	2,071
							10 需用費	33	3 会計年度任用職員期末手当	236
									3 会計年度任用職員勤勉手当	220
									4 会計年度任用職員厚生年金	
									保険料	155
									4 会計年度任用職員雇用保険	
									料	27
									4 会計年度任用職員共済短期	
									給付負担金	112

(款) 2 総務費

### (項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	<u>補</u> 特 国県支出金	正 額 の 定 財 地 方 債	<u>財源内</u> 源 その他	訳 一 般 財 源	区分	<u>命</u> 金 額	説明	
(1戸籍住民 基本台帳 費	)									8 会計年度任用職員費用弁償 10 消耗品費	109 33
計	74, 564	2,963	77, 527	11, 436			△8, 473				

(款) 3 民生	三費				(項) 1 社会福祉費					
1社会福祉総務費	322, 054	183, 961	506, 015	183, 961			10 需用費 11 役務費 12 委託料		02 社会福祉事業 0211 物価高騰に伴う給付金・定額 減税一体支援(新たな非課税	183, 961
							18 負担金	182, 500	等)に要する経費	183, 961
							、補助	•	10 消耗品費	10
							及び		10 印刷製本費	468
							交付金		11 通信運搬費	356
									11 手数料	187
									12 電算システム改修委託	440
									18 エネルギー・食料品価格等	
									の物価高騰に伴う低所得世	
									帯支援給付金(均等割り課	
									税のみ世帯)	100,000
									18 エネルギー・食料品価格等	
									の物価高騰に伴う低所得世	
									帯支援給付金(子ども加算	
									)	12, 500
									18 エネルギー・食料品価格等	
									の物価高騰に伴う低所得世	
									带支援給付金(非課税世帯	
							/8 ^			70,000
7国民健康	316, 570	3, 539	320, 109			3, 539	27 繰出金		01 国民健康保険事業	3, 539
保険費									0101 国民健康保険特別会計繰出に	0 500
									要する経費	3, 539
									27 国民健康保険特別会計繰出	0.500
計	2 620 700	107 500	2 010 000	100 001		2 520			金	3, 539
1 nT 1	3, 630, 799	l 187, 500 l	3, 818, 299	183, 961	1	3, 539	1			

### (款) 4 衛生費

### (項) 1 保健衛生費

VV) 2	衛生	180, 300	2, 073	182, 373				担金 2,( 補助	02 地域保健推進事 0203 休日緊急医療		2, 073
	~ ^						及	び	費		2, 073
							交付	付金	18 石岡市緊急		2,073
2予 [	方 費	94, 198	85, 195	179, 393	60, 590		24,605 10 需力	用費 9	926 <b>01 感染症等対策事</b>	業	85, 195

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (単位 千円)

(款) 4 衛生	E實				(頃) 1保	<b>健衛生費</b>					(単位 十円)
					正額の	財 源 内			節		
目	補正前の額	補 正 額	計	特		源	」 一	区分	金額	説	明
				国県支出金	地方債	その他	財源		立 領		
(2予 防費)								11 役務費	979	0102 法定予防接種に要する	経費 85, 195
								12 委託料	83, 290	10 印刷製本費	926
										11 通信運搬費	979
										12 予防接種委託	83, 290
5保健セン	61, 450	115, 940	177, 390		104, 300		11, 64	0 14 工 事	115, 940	01 健康福祉等施設管理運営	事業 115,940
ター費								請負費		0101 保健センター管理に要	する経
										費	115, 940
										14 旧霞ヶ浦保健センタ	
										工事	115, 940
計	1, 085, 219	203, 208	1, 288, 427	60, 590	104, 300		38, 31	8		,	,
(款) 5 労働					(項) 1 労						
1勤労者福	10, 104	111, 562	121, 666		100, 400		11, 16	2 14 工 事		02 勤労者福祉施設管理運営	
祉施設費								請負費		0201 勤労青少年ホーム管理	に要す
										る経費	111, 562
										14 勤労青少年ホーム等	解体工
										事	111, 562
計	10, 568	111, 562	122, 130		100, 400		11, 16	2			
(款) 7 商	L費				(項) 1 商	工費					
4観光施設	97, 383	0	97, 383		9,000		△9,00	0		01 観光施設等管理運営事業	<u> </u>
費	0., 000	, and the second	0.,000		,,,,,,					0103 交流センター管理運営	
										る経費	27
										(財源振替)	
計	425, 594	0	425, 594		9,000		△9,00	0		(74) W. W. E. /	
(款) 9消[	•	-	,		(項) 1 消	•		- 1	1		
3災害対策	83, 128	2,000	85, 128			2,000	T	18 負担金	2 000	02 防災・災害対策事業	2, 000
3 次 音 刈 水   費	03, 120	2,000	00, 120			2,000		、補助		0201 災害対策に要する経費	
<b>月</b>											
										18 自治総合センターコ ティ助成金	
計	969, 435	2,000	971, 435			2,000		交付金		7 イ助成金	2,000
БI	909, 435	2,000	971, 430			2,000					
(款) 10 教育	<b>育費</b>				(項) 1 教	育総務費					
3一般管理	110, 064	689	110, 753			685		4 7報償費		01 教育総務事業	689
費								8 旅 費		0101 教育指導に要する経費	
								10 需用費	159	7講師謝礼	87
								11 役務費	342	8職員普通旅費	101
										10 消耗品費	159
										11 通信運搬費	342

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (単位 千円)

				補	正額	の財	源内	訳		負	行			
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	_	般	区公	<b>A</b>	发百	説	明
				国県支出金	地方	債そ	の他	財	源	区 万	並	領		
計	304, 325	689	305, 014				685		4					

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

	1 1				(境) 3 円-	<b>于</b> 仅 复		
1中学校管理費	431, 043	0	431, 043	121			△121	02 中学校管理運営事業 0205 中学校教材備品整備に要する 経費 (財源振替)
計	431, 043	0	431, 043	121			△121	

### 給与費明細書

1 特 別 職

					給 与	ĵ-	費				
区	分	職員数(人)	報酬	給 料	期末手当 年間	間支給率 (月分)	その他 の手当	計	共 済 費	合	計
	長 等	3		23,004	7,496	(3.40)	3,776	34,276	6,704		40,980
補正後	議員	16	52,620		17,146	(3.40)		69,766	15,488		85,254
州 北 仮	その他の特別職	939	61,833					61,833	346		62,179
	計	958	114,453	23,004	24,642		3,776	165,875	22,538		188,413
	長 等	3		23,004	7,496	(3.40)	3,776	34,276	6,704		40,980
補正前	議員	16	52,620		17,146	(3.40)		69,766	15,488		85,254
1HH 1L HI	その他の特別職	939	61,833					61,833	346		62,179
	計	958	114,453	23,004	24,642		3,776	165,875	22,538		188,413
	長 等										
比較	議員						•			_	
1 収	その他の特別職									_	
	計										

2 一般職

(1)総 括

区分	職員数(人)		給	<b></b>		共 済 費	合 計
	城只数(人)	報酬	給 料	職員手当	計	共 仴 貝	台 計
補正後	361 (21)		1,434,883	1,006,170	2,441,053	469,261	2,910,314
佣工饭	【 179】	[ 268,240]		[ 90,586]	[ 358,826]	[ 52,455]	【 411,281】
補正前	361 (21)		1,434,883	1,006,170	2,441,053	469,261	2,910,314
佣工门	[ 177]	[ 266,169]		[ 90,130]	[ 356,299]	[ 52,161]	[ 408,460]
比較							
九 収	[2]	[2,071]		【456】	[2,527]	【 294】	[2,821]

( )内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲 (単位 千円)

	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	44,946	316,931	264,417	17,520	24,882	56,643	4,141	52,986
職員	補正前	44,946	316,931	264,417	17,520	24,882	56,643	4,141	52,986
手当	比 較								
等の 内訳	区 分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	2,130	24,851	5,807	186,865	3,094	957		
	補正前	2,130	24,851	5,807	186,865	3,094	957		
	比 較								

### 議案第36号

令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和6年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,539千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,107,039千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

	款					項				補正前の額	補正額	計
6 繰	入	金								379, 570	3, 539	383, 109
			1 —	般	会	計	繰	入	金	316, 570	3, 539	320, 109
	歳	入	合		計					4, 103, 500	3, 539	4, 107, 039

歳出

	款				項			補正前の額	補正額	計
1 総	務	費						51, 145	3, 539	54, 684
			1 総	務	管	理	費	49, 902	3, 539	53, 441
	歳	出	合	言	+			4, 103, 500	3, 539	4, 107, 039

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

		款				補正前の額	補正額	計
1 国	民健	康	保	険	税	805, 398	0	805, 398
2 使	用 料 及	び	手	数	料	50	0	50
3 国	庫	支	出		金	1	0	1
4 県	支		出		金	2, 904, 474	0	2, 904, 474
5 財	産		収		入	500	0	500
6 繰		入			金	379, 570	3, 539	383, 109
7 繰		越			金	1	0	1
8 諸		収			入	13, 506	0	13, 506
	歳   入	合		計		4, 103, 500	3, 539	4, 107, 039

歳出

					補正額の財源内訳											
			款			補正前の額	補正額	計	特	定		財	;	源		一般財源
									国県支出金	地	方	債	そ	の	他	川文 尺门 (/広
1	総		務		費	51, 145	3, 539	54, 684								3, 539
2	保	険	給	付	費	2, 845, 657	0	2, 845, 657								
3	国	民健康保	以険 事	業費納	付 金	1, 129, 448	0	1, 129, 448								
4	財	政安定	化 基	金 拠	出 金	1	0	1								
5	保	健	事	業	費	56, 646	0	56, 646								
6	基	金	積	<u> </u>	金	500	0	500								
7	諸	支		出	金	5, 103	0	5, 103								
8	予		備		費	15, 000	0	15, 000								
		歳出	L 1	合 計		4, 103, 500	3, 539	4, 107, 039								3, 539

### 2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

	<b>地工芸の類</b>	<b>地工芸の姫</b>	技工芸の短	技工芸の類	地工芸の姫	<b>地工芸の姫</b>	対工芸の類	   補正前の額	対式並の類	対式並の類	対工芸の類	対工芸の類	地工芸の姫	44 丁 姫	<b>∌</b> ↓	節		글사	пп
Ħ	補上削の領 	補 正 額	計	区 分	金 額	<b>司</b> 尤	明												
1一般会計繰入金	316, 570	3, 539	320, 109	1一般会計繰入金	3, 539	事務費等													
計	316, 570	3, 539	320, 109																

#### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円) 補 正額の財源内訳 筋 般源 目 補正前の額 補 正 額 計 特 定 源 説 明 区 分 金 額 財 債そ 国県支出金 地 方 0) 他 1一般管理 48, 589 3, 539 52, 128 3,539 12 委託料 3,539 02 一般管理に要する経費 3, 539 費 0201 一般管理に要する経費 3, 539 12 実績報告システム改修委託 198 12 国民健康保険(資格)シス テム改修委託 2,640 12マイナンバーカードと健康 保険証の一体化に関する電 算処理委託 701 計 49,902 3, 539 53, 441 3, 539

### 議案第37号

### 消防団消防ポンプ自動車の取得について

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例(平成17年かすみがうら市条例第51号)第3条の規定により、かすみ がうら市消防団に配置する消防ポンプ自動車を更新するため取得することにつ いて、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

- 1 件 名 消防団ポンプ車購入
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得価格 22,036,680円
- 4 契約の相手方 茨城県石岡市国府5丁目2番25号

有限会社 鈴機

代表取締役 鈴木 直人

議案第38号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、 茨城県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年市町村指令第23号)を一部 変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求 める。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年市町村指令第23号)の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1 項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規 約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

### (経過措置)

2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

### 議案第39号

### 市道路線の廃止について

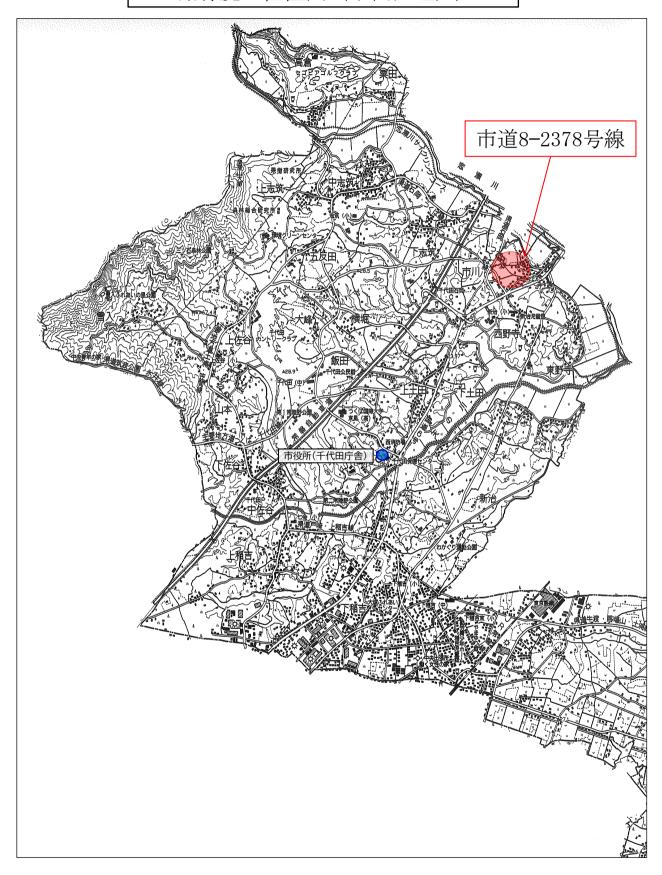
道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、下記のと おり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を 求める。

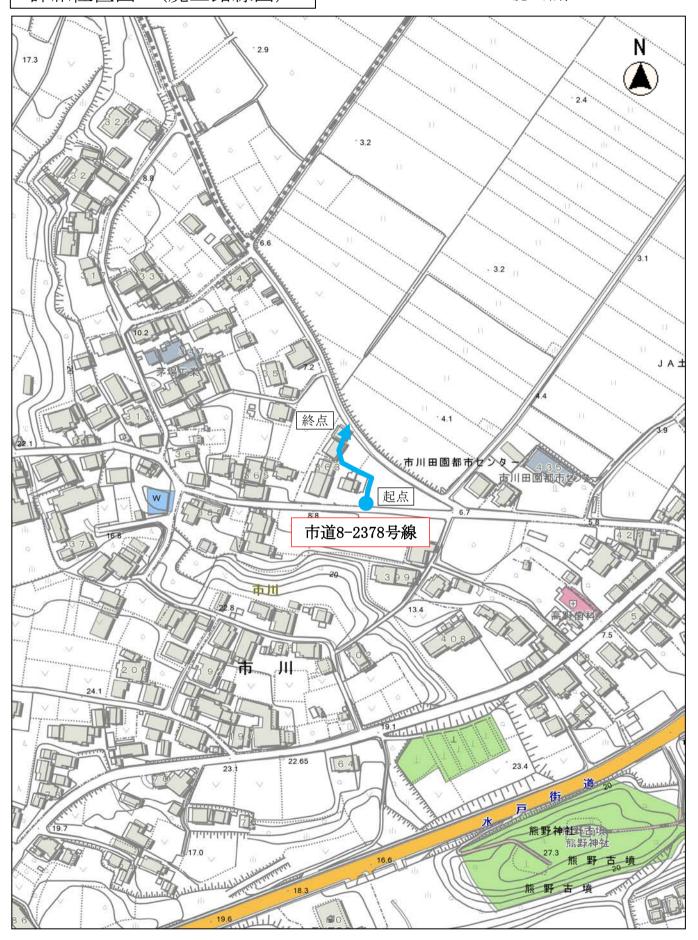
令和6年6月4日提出

### かすみがうら市長 宮嶋 謙

路	線名	道路区域	総延長	
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	(m)
その他	8-2378	市川 362 番	市川 360 番	65. 00

# 路線廃止位置図(千代田地区)





#### (参考資料)

付議事件(条例)条文新旧対照表

#### かすみがうら市税条例 新旧対照表

#### 改正前

(寄附金税額控除)

(寄附金税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年 第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年 中に法第314条の7第1項第1号及び第2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金 若しくは金銭(市内に事務所を有し、かつ、 規則の定めるところにより市長に届出を **したものに対するものに限る。)**を支出し た場合には、同項に規定するところにより 控除すべき額(当該納税義務者が前年中に 同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附 金を支出した場合にあっては、当該控除す べき金額に特例控除額を加算した金額。以 下この項において「控除額」という。)をそ の者の第34条の3及び前条の規定を適用 した場合の所得割の額から控除するもの とする。この場合において、当該控除額が 当該所得割の額を超えるときは、当該控除 額は、当該所得割の額に相当する金額とす る。

(1) 次に掲げる寄附金**又は金銭** イ~チ (略)

## リ 所得税法第78条第3項に規定する特 定公益信託の信託財産とするために支 出した金銭

ヌ及びル (略)

2 (略)

(市民税の減免)

第51条 (略)

中に法第314条の7第1項第1号及び第2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金 を支出した場合には、同項に規定するとこ ろにより控除すべき額(当該納税義務者が 前年中に同条第 2 項に規定する特例控除 対象寄附金を支出した場合にあっては、当 該控除すべき金額に特例控除額を加算し た金額。以下この項において「控除額」と いう。)をその者の第34条の3及び前条の 規定を適用した場合の所得割の額から控 除するものとする。この場合において、当 該控除額が当該所得割の額を超えるとき は、当該控除額は、当該所得割の額に相当 する金額とする。

改正後

(1) 次に掲げる寄附金

イ~チ (略)

リ 所得税法第78条第2項第4号に規定 する公益信託の信託財産とするために 支出した当該公益信託に係る信託事務 に関連する寄附金

ヌ及びル (略)

2 (略)

(市民税の減免)

第51条 (略)

- 2 前項の規定によって市民税の減免を受け 2 ようとする者は、納期限までに次に掲げる 事項を記載した申請書に減免を受けよう とする事由を証明する書類を添付して市 長に提出しなければならない。
- 前項の規定により市民税の減免を受けよ うとする者は、納期限までに次に掲げる事 項を記載した申請書に減免を受けようと する事由を証明する書類を添付して市長 に提出しなければならない。**ただし、市長** <u>が、当該者が同項各号のいずれかに該当す</u> ることが明らかであり、かつ、市民税を減 免する必要があると認める場合は、この限 りでない。

(1)~(3) (略)

けた者は、その事由が消滅した場合におい ては、直ちにその旨を市長に申告しなけれ ばならない。

(1)~(3) (略)

3 第1項の規定によって市民税の減免を受 3 第1項の規定により市民税の減免を受け た者は、その事由が消滅した場合には、直 ちにその旨を市長に申告しなければなら ない。

第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号 | 第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号 の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項 第 16 号の固定資産(独立行政法人労働者 健康安全機構が設置する医療関係者の養 成所において直接教育の用に供するもの に限る。)について同項本文の規定の適用 を受けようとする者は、土地については第 1号及び第2号に、家屋については第3号 及び第4号に、償却資産については第5号 及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告 書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校 法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律 第 270 号) 第 64 条第 4 項の法人、公益社団 法人若しくは公益財団法人、宗教法人若し くは社会福祉法人で幼稚園を設置するも の、医療法(昭和2及び3年法律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49 条の10第1項に規定する医療法人、公益 社団法人若しくは公益財団法人、一般社団 法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号 の2に規定する非営利型法人をいう。以下 この条において同じ。)に限る。)若しくは

の2若しくは第12号の固定資産又は同項 第 16 号の固定資産(独立行政法人労働者 健康安全機構が設置する医療関係者の養 成所において直接教育の用に供するもの に限る。)について同項本文の規定の適用 を受けようとする者は、土地については第 1号及び第2号に、家屋については第3号 及び第4号に、償却資産については第5号 及び第6号に掲げる事項を記載した申告 書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校 法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律 第 270 号) **第 152 条第 5 項**の法人、公益社 団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若 しくは社会福祉法人で幼稚園を設置する もの、医療法(昭和2及び3年法律第205 号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第 49条の10第1項に規定する医療法人、公 益社団法人若しくは公益財団法人、一般社 団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9 号の2に規定する非営利型法人をいう。以 下この条において同じ。)に限る。)若しく

一般財団法人(非営利型法人に該当するも のに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人 労働者健康安全機構、健康保険組合若しく は健康保険組合連合会若しくは国家公務 員共済組合若しくは国家公務員共済組合 連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、 歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学 療法士若しくは作業療法士の養成所を設 置するもの、公益社団法人若しくは公益財 団法人で図書館を設置するもの、公益社団 法人若しくは公益財団法人若しくは宗教 法人で博物館法(昭和 26 年法律第 285 号) 第2条第1項の博物館を設置するもの又は 公益社団法人若しくは公益財団法人で学 術の研究を目的とするもの(以下この条に おいて「学校法人等」という。)の所有に属 しないものである場合においては当該土 地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に 無料で使用させていることを証明する書 面を添付して、市長に提出しなければなら ない。

(1)~(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

受けようとする者は、納期限までに、次に 掲げる事項を記載した申告書に、その減免 を受けようとする事由を証明する書類を 添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(5) (略)

は一般財団法人(非営利型法人に該当する ものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法 人労働者健康安全機構、健康保険組合若し くは健康保険組合連合会若しくは国家公 務員共済組合若しくは国家公務員共済組 合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、 歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学 療法士若しくは作業療法士の養成所を設 置するもの、公益社団法人若しくは公益財 団法人で図書館を設置するもの、公益社団 法人若しくは公益財団法人若しくは宗教 法人で博物館法(昭和26年法律第285号) 第2条第1項の博物館を設置するもの又は 公益社団法人若しくは公益財団法人で学 術の研究を目的とするもの(以下この条に おいて「学校法人等」という。)の所有に属 しないものである場合においては当該土 地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に 無料で使用させていることを証明する書 面を添付して、市長に提出しなければなら ない。

(1)~(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を 2 前項の規定により固定資産税の減免を受 けようとする者は、納期限までに、次に掲 げる事項を記載した申告書に、その減免を 受けようとする事由を証明する書類を添 付して市長に提出しなければならない。た だし、市長が、当該者が所有する固定資産 が同項各号のいずれかに該当することが 明らかであり、かつ、固定資産税を減免す る必要があると認める場合は、この限りで

(1)~(5) (略)

- 3 第1項の規定によって固定資産税の減免 3 第1項の規定により固定資産税の減免を を受けた者は、その事由が消滅した場合に おいては、直ちにその旨を市長に申告しな ければならない。
  - 受けた者は、その事由が消滅した場合に は、直ちにその旨を市長に申告しなければ ならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

免を受けようとする者は、納期限までに、 次に掲げる事項を記載した申請書にその 減免を受けようとする事由を証明する書 類を添付して市長に提出しなければなら ない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減2 前項の規定により特別土地保有税の減免 を受けようとする者は、納期限までに、次 に掲げる事項を記載した申請書にその減 免を受けようとする事由を証明する書類 を添付して市長に提出しなければならな い。ただし、市長が、当該者が所有し、又 は取得する土地が同項各号のいずれかに 該当することが明らかであり、かつ、特別 土地保有税を減免する必要があると認め <u>る場合は、この限りでない。</u>

(1)~(3) (略)

減免を受けた者は、その事由が消滅した場 合には、直ちにその旨を市長に申告しなけ ればならない。

(1)~(3) (略)

3 第 1 項の規定によって特別土地保有税の | 3 第 1 項の規定により特別土地保有税の減 免を受けた者は、その事由が消滅した場合 には、直ちにその旨を市長に申告しなけれ ばならない。

附則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40 条第3項後段(同条第6項から第10項ま で及び第 11 項(同条第 12 項において準用 する場合を含む。以下この条において同 じ。)の規定によりみなして適用する場合 を含む。)の規定の適用を受けた同法第40 条第3項に規定する公益法人等(同条第6 項から第 11 項までの規定により特定贈与 等に係る公益法人等とみなされる法人を 含む。)を同条第3項に規定する贈与又は 遺贈を行った個人とみなして、令附則第3 <u>条の2の3で定めるところにより、これに</u> 附則

同項に規定する財産(同法第 40 条第 6 項 から第 11 項までの規定により特定贈与等 に係る財産とみなされる資産を含む。)に 係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は 雑所得の金額に係る市民税の所得割を課 する。

> (令和6年能登半島地震災害に係る雑損控 除額等の特例)

- 第5条の2 所得割の納税義務者の選択によ り、法附則第4条の4第4項に規定する特 例損失金額(以下この項において「特例損 失金額」という。)がある場合には、特例損 失金額(同条第4項に規定する災害関連支 出がある場合には、第3項に規定する申告 書の提出の日の前日までに支出したもの に限る。以下この項及び次項において「損 失対象金額」という。)について、令和5年 <u>において生じた法第314条の2第1項第1</u> 号に規定する損失の金額として、この条例 の規定を適用することができる。この場合 において、第34条の2の規定により控除 された金額に係る当該損失対象金額は、そ の者の令和 7 年度以後の年度分で当該損 失対象金額が生じた年の末日の属する年 度の翌年度分の市民税に係るこの条例の 規定の適用については、当該損失対象金額 が生じた年において生じなかったものと <u>みなす。</u>
- 2 前項前段の場合において、第34条の2の 規定により控除された金額に係る損失対 象金額のうちに同項の規定の適用を受け た者と生計を一にする令第48条の6第1 項に規定する親族の有する法附則第4条 の4第4項に規定する資産について受け た損失の金額(以下この項において「親族 資産損失額」という。)があるときは、当該

親族資産損失額は、当該親族の令和7年度 以後の年度分で当該親族資産損失額が生 じた年の末日の属する年度の翌年度分の 市民税に係るこの条例の規定の適用につ いては、当該親族資産損失額が生じた年に <u>おいて生じなかったものとみなす。</u>

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条 の2第1項又は第4項の規定による申告 書(その提出期限後において市民税の納税 通知書が送達される時までに提出された もの及びその時までに提出された第36条 の3第1項の確定申告書を含む。)に第1 項の規定の適用を受けようとする旨の記 載がある場合(これらの申告書にその記載 <u>がないことについてやむを得ない理由が</u> あると市長が認める場合を含む。)に限り、 適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場 合の医療費控除の特例)

各年度分の個人の市民税に限り、法**附則第** 4条の5第3項の規定に該当する場合にお ける第34条の2の規定による控除につい ては、その者の選択により、同条中「同条 第1項」とあるのは「同条第1項(第2号 を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで 並びに法附則第4条の5第3項の規定に より読み替えて適用される法第314条の2 第1項(第2号に係る部分に限る。)」とし て、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額 控除)

<u>第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に</u> 限り、法附則第5条の8第4項及び第5項 に規定するところにより控除すべき市民 税に係る令和6年度分特別税額控除額を、

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場 合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの 第6条 平成30年度から令和9年度までの 各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4条の4第3項の規定に該当する場合にお ける第34条の2の規定による控除につい ては、その者の選択により、同条中「同条 第1項」とあるのは「同条第1項(第2号 を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで 並びに法附則第4条の4第3項の規定に より読み替えて適用される法第314条の2 第1項(第2号に係る部分に限る。)」とし て、同条の規定を適用することができる。

前年の合計所得金額が 1,805 万円以下で ある所得割の納税義務者(次条及び附則第 7条の7において「特別税額控除対象納税 義務者」という。)の第34条の3、第34条 の6から第34条の9まで、附則第5条第 2項、附則第7条第1項、附則第7条の3 の2第1項、前条及び附則第9条の2の規 定を適用した場合の所得割の額から控除 する。

2 前項の規定の適用がある場合における第
34条の7第2項、第47条の5第1項及び
前条の規定の適用については、第34条の
7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項及
項」とあるのは「附則第5条の6第2項及
び第5条の8第6項」と、第47条の5第
1項中「課した」とあるのは「附則第7条
の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知 書に関する特例)

- 第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に 限り、個人の市民税の納税通知書に記載す べき各納期の納付額については、第41条 の規定にかかわらず、次に定めるところに よる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税 額控除前の普通徴収に係る個人の市民税 の額(前条第1項の規定の適用がないもの とした場合に算出される普通徴収に係る 個人の市民税の額をいう。)、特別税額控 除前の普通徴収に係る個人の県民税の額

(法附則第5条の8第1項及び第2項の規 定の適用がないものとした場合に算出さ れる普通徴収に係る個人の県民税の額を いう。)及び普通徴収に係る森林環境税の 額の合算額(以下この号において「特別税 額控除前の普通徴収に係る個人の住民税 の額」という。)からその者の普通徴収に 係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個 人の県民税の額及び普通徴収に係る森林 環境税の額の合算額を控除した額(以下こ の項において「普通徴収の個人の住民税に 係る特別税額控除額」という。)がその者 の特別税額控除前の普通徴収に係る個人 の住民税の額を 4 で除して得た金額(当該 金額に千円未満の端数があるとき、又は当 該金額の全額が千円未満であるときは、そ の端数金額又はその全額を切り捨てた金 額。以下この項において「分割金額」とい う。)に3を乗じて得た金額をその者の特 別税額控除前の普通徴収に係る個人の住 民税の額から控除した残額に相当する金 額(以下この項において「第1期分金額」 という。)に満たない場合には、当該納税 通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 40条第1項に規定する第1期の納期(以下 この項、次項及び次条第1項において「第 1期納期」という。)においてはその者の第 1期分金額からその者の普通徴収の個人の 住民税に係る特別税額控除額を控除した 額とし、その他のそれぞれの納期において <u>はその者の分割金額とする。</u>

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該

納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においてはないものとし、第 3 期納期においてはないものとし、第 3 期納期においてはないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においてはないものとし、第 4 期納期においてはその者の普

- 通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収 に係る個人の県民税の額及び普通徴収に 係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和 6 年度分の個人の市民税(第 1 期納 期から第 47 条第 1 項の規定により普通徴 収の方法によって徴収されることとなっ たものを除く。)を同項の規定により普通 徴収の方法によって徴収する場合につい ては、前項の規定は、適用しない。 (令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に 係る個人の市民税に関する特例)
- 第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税 額控除前の年金所得に係る個人の市民税 の額(附則第7条の5第1項の規定の適用 がないものとした場合に算出される第47 条の2第1項に規定する前年中の公的年 金等に係る所得に係る所得割額及び均等 割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環 境税額を含む。以下この号及び第5号にお いて同じ。)の合算額(以下この号及び第5 号において「年金所得に係る所得割額及び 均等割額の合算額」という。)をいう。以下 この号及び第3項第1号において同じ。) からその者の年金所得に係る所得割額及 び均等割額の合算額を控除した額(以下こ の項及び第3項において「年金所得に係る

個人の市民税に係る特別税額控除額」とい う。)がその者の特別税額控除前の普通徴 収に係る個人の市民税の額(特別税額控除 前の年金所得に係る個人の市民税の額か ら特別税額控除前の特別徴収に係る個人 の市民税の額(特別税額控除前の年金所得 に係る個人の市民税の額の2分の1に相 当する額をいう。以下この号において同 じ。)を控除した額をいう。以下この号に おいて同じ。)を2で除して得た金額(当該 金額に千円未満の端数があるとき、又は当 該金額の全額が千円未満であるときは、そ の端数金額又はその全額を切り捨てた金 額。以下この項において「第2期分金額」 という。)をその者の特別税額控除前の普 通徴収に係る個人の市民税の額から控除 した残額に相当する金額(以下この項にお いて「第1期分金額」という。)に満たな い場合には、第1期納期及び第2期納期に 普通徴収の方法によって徴収すべき公的 年金等に係る所得に係る個人の市民税の 額(以下この項において「普通徴収対象税 額」という。)並びに第47条の3に規定す る特別徴収対象年金給付の支払をする際、 特別徴収の方法によって徴収すべき公的 年金等に係る所得に係る個人の市民税の 額(以下この項及び第3項において「特別 徴収対象税額」という。)は、第1期納期 においてはその者の第 1 期分金額からそ の者の年金所得に係る個人の市民税に係 る特別税額控除額を控除した残額に相当 する税額、第2期納期においてはその者の 第2期分金額に相当する税額、当該年度の 初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の特別税額 控除前の特別徴収に係る個人の市民税の

額を3で除して得た金額(当該金額に百円 未満の端数があるとき、又は当該金額の全 額が百円未満であるときは、その端数金額 又はその全額を切り捨てた金額。以下この 項において「分割金額」という。)に2を 乗じて得た金額をその者の特別税額控除 前の特別徴収に係る個人の市民税の額か ら控除した残額に相当する金額(以下この 項において「10月分金額」という。)に相 当する税額、同年12月1日から翌年の3 月31日までの間においてはその者の分割 金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の第1期分金額以上であり、 かつ、その者の第1期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合に は、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税 額は、第1期納期における税額はないもの とし、第2期納期においてはその者の第1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合 計額からその者の年金所得に係る個人の 市民税に係る特別税額控除額を控除した 残額に相当する税額、当該年度の初日の属 する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの 間においてはその者の十月分金額に相当 する税額、同年12月1日から翌年の3月 31 日までの間においてはその者の分割金 額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の第 1 期分金額とその者の 第 2 期分金額との合計額以上であり、か つ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の十月分金額の合計 額に満たない場合には、普通徴収対象税額

及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び 第2期納期における税額はないものとし、 当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者 の第1期分金額、その者の第2期分金額及 びその者の10月分金額の合計額からその 者の年金所得に係る個人の市民税に係る 特別税額控除額を控除した残額に相当す る税額、同年12月1日から翌年の3月31 日までの間においてはその者の分割金額 に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の第1期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合 計額以上であり、かつ、その者の第1期分 金額、その者の第2期分金額、その者の10 月分金額及びその者の分割金額の合計額 に満たない場合には、普通徴収対象税額及 び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第 2期納期並びに当該年度の初日の属する年 の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間にお ける税額はないものとし、同年12月1日 から翌年の1月31日までの間においては その者の第1期分金額、その者の第2期分 金額、その者の 10 月分金額及びその者の 分割金額の合計額からその者の年金所得 に係る個人の市民税に係る特別税額控除 額を控除した残額に相当する税額、同年2 月1日から3月31日までの間においては その者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の第1期分金額、その者の第 2期分金額、その者の十月分金額及びその 者の分割金額の合計額以上である場合に

- は、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第 47条の4の規定の適用については、同条 第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を 当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該 特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収 対象年金給付の支払の回数で除して得た 額」とあるのは、「附則第7条の7第1項 各号に規定する特別徴収の方法によって 徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年 金所得に係る特別徴収の個人の市民税の 額(第1項の規定の適用があるものを除 く。)については、次に定めるところによ る。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の特別税額控除前の特別徴 収に係る個人の市民税の額(特別税額控除 前の年金所得に係る個人の市民税の額か ら第47条の5第1項に規定する年金所得 に係る仮特別徴収税額を控除した額をい う。以下この号において同じ。)を三で除 して得た金額(当該金額に百円未満の端数 があるとき、又は当該金額の全額が百円未 満であるときは、その端数金額又はその全 額を切り捨てた金額。以下この項において 「分割金額」という。)に2を乗じて得た

金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の 10 月分金額以上であり、 かつ、その者の十月分金額とその者の分割 金額との合計額に満たない場合には、特別 徴収対象税額は、当該年度の初日の属する 年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間に おける税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間において はその者の 10 月分金額とその者の分割金 額との合計額からその者の年金所得に係 る個人の市民税に係る特別税額控除額を 控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその 者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所 得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の 10 月分金額とその者の分 割金額との合計額以上である場合には、特 別徴収対象税額は、当該年度の初日の属す る年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日ま での間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間において はその者の第 47 条の 5 第 2 項の規定によ

- り読み替えられた第47条の2第1項に規 定する年金所得に係る特別徴収税額に相 当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第 47条の4の規定の適用については、同条 第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を 当該年度の初日の属する年の10月1日か ら翌年の3月31日までの間における当該 特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収 対象年金給付の支払の回数で除して得た 額」とあるのは、「附則第7条の7第3項 <u>各号に規定する特別徴収の方法によって</u> 徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合に ついては、前各項の規定は、適用しない。 (令和7年度分の個人の市民税の特別税額 控除)
- 第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に 限り、法附則第5条の12第3項及び第4 項に規定するところにより控除すべき市 民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額 を、同条第3項に規定する特別税額控除対 象納税義務者の第34条の3、第34条の6 から第34条の九まで、附則第5条第2項、 附則第7条第1項、附則第7条の3の2第 1項、附則第7条の4及び附則第9条の2 の規定を適用した場合の所得割の額から 控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民 税の課税の特例)

第8条 (略)

に限り、法附則第6条第5項に規定する場 合において、第36条の2第1項の規定に よる申告書に肉用牛の売却に係る租税特

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民 税の課税の特例)

# 第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税 に限り、法附則第6条第5項に規定する場 合において、第36条の2第1項の規定に よる申告書に肉用牛の売却に係る租税特

別措置法第25条第2項第2号に規定する 事業所得の明細に関する事項の記載があ るときは、その者の前年の総所得金額に係 る市民税の所得割の額は、第33条から第 34条の3まで、第34条の6から第34条 の8まで、附則第7条第1項、附則第7条 の3第1項、附則第7条の3の2第1項及 び前条の規定にかかわらず、法附則第6条 第 5 項各号に掲げる金額の合計額とする ことができる。

34条の9第1項の規定の適用については、 **同項中**「前3条」**とあるのは、**「前3条並 びに附則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に | 第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に 規定する条例で定める割合は、3分の1と する。

2~5 (略)

- <u>6</u> 法**附則第 15 条第 25 項第 2 号**イに規定す **7** 法**附則第 15 条第 25 項第 3 号**イに規定す る条例で定める割合は、4分の3とする。
- る条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第 15 条第 25 項第 2 号ハに規定す 9 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定す る条例で定める割合は、4分の3とする。
- る条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第 15 条第 32 項に規定する条例

別措置法第25条第2項第2号に規定する 事業所得の明細に関する事項の記載があ るときは、その者の前年の総所得金額に係 る市民税の所得割の額は、第33条から第 34条の3まで、第34条の6から第34条 の8まで、附則第7条第1項、附則第7条 の3第1項、附則第7条の3の2第1項及 び附則第7条の4の規定にかかわらず、法 附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計 額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第 3 前項の規定の適用がある場合における第 34条の9第1項**、附則第7条の5第1項** 及び前条の規定の適用については、第34 条の9第1項中「前3条」とあるのは「前 3条並びに附則第8条第2項」と、附則第 7条の5第1項中「前条及び」とあるのは 「前条、附則第8条第2項及び」と、前条 <u>中「附則第7条の4及び」とあるのは「附</u> 則第7条の4、次条第2項及び」とする。

> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

規定する条例で定める割合は、2分の1と する。

2~5 (略)

- 6 法附則第 15条第 25項第 2号に規定する 条例で定める割合は、7分の6とする。
- る条例で定める割合は、4分の3とする。
- <u>7</u> 法**附則第 15 条第 25 項第 2 号**ロに規定す <mark>8</mark> 法**附則第 15 条第 25 項第 3 号**ロに規定す る条例で定める割合は、4分の3とする。
  - る条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法**附則第 15 条第 25 項第 3 号**ハに規定す 10 法**附則第 15 条第 25 項第 4 号**ハに規定 する条例で定める割合は、2分の1とする。

# で定める割合は、2分の1とする。

- で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法**附則第 15 条第 38 項**に規定する条例 12 法**附則第 15 条第 37 項**に規定する条例 で定める割合は、3分の2とする。
- <u>13</u> 法**附則第 15 条第 42 項**に規定する条例 <u>14</u> 法**附則第 15 条第 41 項**に規定する条例 で定める割合は、3分の1とする。

## 14 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき 申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

#### <u>3</u>∼<u>7</u> (略)

8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居 9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居 住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居 住改修専有部分について、これらの規定の 適用を受けようとする者は、同条第4項に 規定する居住安全改修工事が完了した日 から3月以内に、次に掲げる事項を記載し

- 11 法**附則第 15 条第 33 項**に規定する条例 11 法**附則第 15 条第 32 項**に規定する条例 で定める割合は、3分の2とする。
  - で定める割合は、3分の2とする。
  - 13 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例 で定める割合は、2分の1とする。
  - で定める割合は、3分の1とする。

## 15 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき 申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第 2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に 係る住宅については、前項の申告書の提出 がなかつた場合においても、長期優良住宅 の普及の促進に関する法律(平成 20 年法 律第 87 号)第 5 条第 4 項に規定する管理 者等から、法附則第15条の7第3項に規 定する期間内に施行規則附則第7条第4項 に規定する書類の提出がされ、かつ、当該 区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当 すると認められるときは、前項の規定にか かわらず、同条第1項又は第2項の規定を 適用することができる。

#### 4~8 (略)

住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居 住改修専有部分について、これらの規定の 適用を受けようとする者は、同条第4項に 規定する居住安全改修工事が完了した日 から3月以内に、次に掲げる事項を記載し

た申告書に施行規則附則第7条第8項各 号に掲げる書類を添付して市長に提出し なければならない。

(1)~(7) (略)

改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止 改修等専有部分について、これらの規定の 適用を受けようとする者は、同条第9項に 規定する熱損失防止改修工事等が完了し た日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に施行規則附則第7条第9項 各号に掲げる書類を添付して市長に提出 しなければならない。

(1)~(6) (略)

る特定耐震基準適合住宅について、同項の 規定の適用を受けようとする者は、当該特 定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完 了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則附則第7条 第 10 項各号に規定する書類を添付して市 長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

**11** 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定す **12** 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定す る特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅 専有部分について、これらの規定の適用を 受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等 が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市 長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

た申告書に施行規則附則第7条第9項各 号に掲げる書類を添付して市長に提出し なければならない。

(1)~(7) (略)

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止 10 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止 改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止 改修等専有部分について、これらの規定の 適用を受けようとする者は、同条第9項に 規定する熱損失防止改修工事等が完了し た日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に施行規則附則第7条第10 **項各号**に掲げる書類を添付して市長に提 出しなければならない。

(1)~(6) (略)

**10** 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定す **11** 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定す る特定耐震基準適合住宅について、同項の 規定の適用を受けようとする者は、当該特 定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完 了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則附則第7条 第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長 に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

る特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅 専有部分について、これらの規定の適用を 受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等 が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市 長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

**12** 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定す **13** 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定す る特定マンションに係る区分所有に係る る特定マンションに係る区分所有に係る

家屋について、同項の規定の適用を受けよ うとする者は、当該特定マンションに係る 同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第16項各号に掲 げる書類を添付して市長に提出しなけれ ばならない。

(1)~(5) (略)

13 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準 | 14 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準 適合家屋について、同項の規定の適用を受 けようとする者は、当該耐震基準適合家屋 に係る耐震改修が完了した日から 3 月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に 施行規則附則第7条第17項に規定する補 助に係る補助金確定通知書の写し、建築物 の耐震改修の促進に関する法律(平成7年 法律第12及び3号)第7条又は附則第3条 第 1 項の規定による報告の写し及び当該 耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項 に規定する基準を満たすことを証する書 類を添付して市長に提出しなければなら ない。

(1)~(4) (略)

(5) 施行規則**附則第7条第17項**に規定す る補助の算定の基礎となった当該耐震基 準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(土地に対して課する**令和 3 年度から令和** 5年度までの各年度分の固定資産税の特例 に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地 の価格の特例)

第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会 第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会 的条件からみて類似の利用価値を有する と認められる地域において地価が下落し、

家屋について、同項の規定の適用を受けよ うとする者は、当該特定マンションに係る 同項に規定する工事が完了した日から3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第17項各号に掲 げる書類を添付して市長に提出しなけれ ばならない。

(1)~(5) (略)

適合家屋について、同項の規定の適用を受 けようとする者は、当該耐震基準適合家屋 に係る耐震改修が完了した日から 3 月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に 施行規則附則第7条第18項に規定する補 助に係る補助金確定通知書の写し、建築物 の耐震改修の促進に関する法律(平成7年 法律第12及び3号)第7条又は附則第3条 第 1 項の規定による報告の写し及び当該 耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項 に規定する基準を満たすことを証する書 類を添付して市長に提出しなければなら ない。

(1)~(4) (略)

(5) 施行規則**附則第7条第18項**に規定す る補助の算定の基礎となった当該耐震基 準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(土地に対して課する**令和 6 年度から令和** 8年度までの各年度分の固定資産税の特例 に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地 の価格の特例)

的条件からみて類似の利用価値を有する と認められる地域において地価が下落し、

かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則 第17条の2第1項に規定する修正前の価 格をいう。)を当該年度分の固定資産税の 課税標準とすることが固定資産税の課税 上著しく均衡を失すると認める場合にお ける当該土地に対して課する固定資産税 の課税標準は、第61条の規定にかかわら ず、令和4年度分又は令和5年度分の固定 資産税に限り、当該土地の修正価格(法附 則第17条の2第1項に規定する修正価格 をいう。)で土地課税台帳等に登録された ものとする。

和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適 用土地であって、令和5年度分の固定資産 税について前項の規定の適用を受けない こととなるものに対して課する同年度分 の固定資産税の課税標準は、第61条の規 定にかかわらず、修正された価格(法附則 第17条の2第2項に規定する修正された 価格をいう。)で土地課税台帳等に登録さ れたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令 和 5 年度までの各年度分の固定資産税の 特例)

第 12 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 第 12 条 宅地等に係る令和 6 年度から令和 **5 年度まで**の各年度分の固定資産税の額 は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資 産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定 資産税に係る前年度分の固定資産税の課 税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3の2の規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該価格に同 条に定める率を乗じて得た額。以下この条

かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則 第17条の2第1項に規定する修正前の価 格をいう。)を当該年度分の固定資産税の 課税標準とすることが固定資産税の課税 上著しく均衡を失すると認める場合にお ける当該土地に対して課する固定資産税 の課税標準は、第61条の規定にかかわら ず、令和7年度分又は令和8年度分の固定 資産税に限り、当該土地の修正価格(法附 則第17条の2第1項に規定する修正価格 をいう。)で土地課税台帳等に登録された ものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する**全** 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する**全** 和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適 用土地であって、令和8年度分の固定資産 税について前項の規定の適用を受けない こととなるものに対して課する同年度分 の固定資産税の課税標準は、第61条の規 定にかかわらず、修正された価格(法附則 第17条の2第2項に規定する修正された 価格をいう。)で土地課税台帳等に登録さ れたものとする。

> (宅地等に対して課する令和 6 年度から令 和 8 年度までの各年度分の固定資産税の 特例)

> 8 年度までの各年度分の固定資産税の額 は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資 産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定 資産税に係る前年度分の固定資産税の課 税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3の2の規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該価格に同 条に定める率を乗じて得た額。以下この条

において同じ。)に 100 分の 5(商業地等に 係る令和 4 年度分の固定資産税にあって は、100分の2.5)を乗じて得た額を加算し た額(令和3年度分の固定資産税にあって は、前年度分の固定資産税の課税標準 額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当該 宅地等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合におけ る固定資産税額(以下「宅地等調整固定資 産税額」という。)を超える場合には、当該 宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係 る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地 等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該商業地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき 価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3又は附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける商業地 等であるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該商業地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定 資産税額を超える場合には、同項の規定に かかわらず、当該固定資産税額とする。
- る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地 等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価

において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得 た額を加算した額(当該宅地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3又 は附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける宅地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じて得 た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額(以下「宅地等 調整固定資産税額」という。)を超える場合 には、当該宅地等調整固定資産税額とす る。

- る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年 度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅 地等調整固定資産税額が、当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た 額(当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附則第15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受 ける商業地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該商業地等に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額を超える場合には、同 項の規定にかかわらず、当該固定資産税額 とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係 る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年 度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅 地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準と

格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける宅地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額に 満たない場合には、同項の規定にかかわら ず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係 る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年 度分の固定資産税の額は、第1項の規定に かかわらず、当該商業地等の当該年度分の 固定資産税に係る前年度分の固定資産税 の課税標準額(当該商業地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3又は 附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける商業地等であるときは、前年 度分の固定資産税の課税標準額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当該 商業地等に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合にお ける固定資産税額(以下「商業地等据置固 定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が 0.7 を超えるものに係る**令** 和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分 の固定資産税の額は、第1項の規定にかか わらず、当該商業地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に 10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第349 条の3又は附則第15条から第15条の3ま

- なるべき価格に10分の2を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3又は附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地 等に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき額とした場合における固 定資産税額に満たない場合には、同項の規 定にかかわらず、当該固定資産税額とす
- の負担水準が 0.6以上 0.7以下のものに係 る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年 度分の固定資産税の額は、第1項の規定に かかわらず、当該商業地等の当該年度分の 固定資産税に係る前年度分の固定資産税 の課税標準額(当該商業地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3又は 附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける商業地等であるときは、前年 度分の固定資産税の課税標準額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当該 商業地等に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合にお ける固定資産税額(以下「商業地等据置固 定資産税額」という。)とする。
- の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令 和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分 の固定資産税の額は、第1項の規定にかか わらず、当該商業地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に 10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第349 条の3又は附則第15条から第15条の3ま

での規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等調整固定資産税額」とい う。)とする。

法律(**平成 27 年法律第 2 号**) 附**則第 18 条** の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税につい ては、法附則第18条の3の規定を適用し ないこととする。

(農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特 例)

第 13 条 農地に係る**令和 3 年度から令和 5**|第 13 条 農地に係る**令和 6 年度から令和 8** 年度までの各年度分の固定資産税の額は、 当該農地に係る当該年度分の固定資産税 額が当該農地に係る当該年度分の固定資 産税に係る前年度分の固定資産税の課税 標準額(当該農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受 ける農地であるときは、当該課税標準額に これらの規定に定める率を乗じて得た額。 以下この条において同じ。)に、当該農地 の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担 水準の区分に応じ同表の右欄に掲げる負 担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の 固定資産税にあっては、前年度分の固定資 産税の課税標準額)を当該農地に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以 下「農地調整固定資産税額」という。)を超 える場合には、当該農地調整固定資産税額

での規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等調整固定資産税額」とい う。)とする。

第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する 第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する 法律(令和 6 年法律第 4 号) 附則第 21 条の 規定に基づき、**令和6年度から令和8年度** までの各年度分の固定資産税については、 法附則第18条の3の規定を適用しないこ ととする。

> (農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特 例)

> 年度までの各年度分の固定資産税の額は、 当該農地に係る当該年度分の固定資産税 額が当該農地に係る当該年度分の固定資 産税に係る前年度分の固定資産税の課税 標準額(当該農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受 ける農地であるときは、当該課税標準額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に 掲げる負担水準の区分に応じ同表の右欄 に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当 該農地に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合におけ る固定資産税額(以下「農地調整固定資産 税額」という。)を超える場合には、当該農 地調整固定資産税額とする。

とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項まで 第15条 附則第12条第1項から第5項まで の規定の適用がある宅地等(附則第 11 条 第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法 第349条の3、第349条の3の2又は附則 第15条から第15条の3までの規定の適用 がある宅地等を除く。)に対して課する令 和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分 の特別土地保有税については、第137条第 1号及び第140条の5中「当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格」とあ るのは、「当該年度分の固定資産税に係る 附則第12条第1項から第5項までに規定 する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅 2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地 地評価土地の取得のうち平成18年1月1 日から**令和6年3月31日**までの間にされ たものに対して課する特別土地保有税に ついては、第137条第2号中「不動産取得 税の課税標準となるべき価格」とあるのは 「不動産取得税の課税標準となるべき価 格(法附則第11条の5第1項の規定の適用 がないものとした場合における課税標準 となるべき価格をいう。)に2分の1を乗 じて得た額」とし、「令第54条の38第1 項に規定する価格」とあるのは「令第54条 の38第1項に規定する価格(法附則第11 条の5第1項の規定の適用がないものとし た場合における価格をいう。)に2分の1 を乗じて得た額」とする。

#### 3~6 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民 税の課税の特例)

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

- の規定の適用がある宅地等(附則第 11 条 第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法 第349条の3、第349条の3の2又は附則 第15条から第15条の3までの規定の適用 がある宅地等を除く。)に対して課する令 和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分 の特別土地保有税については、第137条第 1号及び第140条の5中「当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格」とあ るのは、「当該年度分の固定資産税に係る 附則第12条第1項から第5項までに規定 する課税標準となるべき額」とする。
- 評価土地の取得のうち平成18年1月1日 から令和9年3月31日までの間にされた ものに対して課する特別土地保有税につ いては、第137条第2号中「不動産取得税 の課税標準となるべき価格」とあるのは 「不動産取得税の課税標準となるべき価 格(法附則第11条の5第1項の規定の適用 がないものとした場合における課税標準 となるべき価格をいう。)に2分の1を乗 じて得た額」とし、「令第54条の38第1 項に規定する価格」とあるのは「令第54条 の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の5第1項の規定の適用がないものとし た場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

#### 3~6 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民 税の課税の特例)

第16条の3 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次 3 第1項の規定の適用がある場合には、次 に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

- 2 (略)
- に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$  (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税 の特例)

第17条 (略)

- 2 (略)
- に定めるところによる。
- (1)~(4) (略)

第16条の3 (略)

- 2 (略)
- に定めるところによる。
- (1)~(4) (略)
- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の 規定の適用については、附則第7条の5第 1項及び附則第7条の8中「所得割の額」 とあるのは、「所得割の額並びに附則第16 条の3第1項の規定による市民税の所得 割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市 民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次 3 第1項の規定の適用がある場合には、次 に定めるところによる。
  - (1)~(4) (略)
  - (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の 規定の適用については、附則第7条の5第 1項及び附則第7条の8中「所得割の額」 とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得 割の額」とする。
  - 4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税 の特例)

第17条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次 3 第1項の規定の適用がある場合には、次 に定めるところによる。
  - (1)~(4) (略)
  - (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の 規定の適用については、附則第7条の5第 1項及び附則第7条の8中「所得割の額」 とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税) の特例)

第18条 (略)

2~4 (略)

に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人 の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に 2 前項の規定の適用がある場合には、次に 定めるところによる。

(1)  $\sim$  (4) (略)

民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に 2 前項の規定の適用がある場合には、次に 定めるところによる。

(1)  $\sim$  (4) (略)

# 条第 1 項の規定による市民税の所得割の 額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税 の特例)

第18条 (略)

2~4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次 5 第1項の規定の適用がある場合には、次 に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の 規定の適用については、附則第7条の5第 1項及び附則第7条の8中「所得割の額」 とあるのは、「所得割の額並びに附則第18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の 額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人 の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の 規定の適用については、附則第7条の5第 1項及び附則第7条の8中「所得割の額」 とあるのは、「所得割の額並びに附則第19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の 額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市 民税の課税の特例)

第20条 (略)

定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の 規定の適用については、附則第7条の5第 1項及び附則第7条の8中「所得割の額」

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係 | (特例適用利子等及び特例適用配当等に係 る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

定めるところによる。

(1)  $\sim$  (4) (略)

3及び4 (略)

は、次に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係 る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に 2 前項の規定の適用がある場合には、次に 定めるところによる。

(1)~(4) (略)

# とあるのは、「所得割の額並びに附則第20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の 額」とする。

る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に 2 前項の規定の適用がある場合には、次に 定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の 規定の適用については、附則第7条の5第 1項及び附則第7条の8中「所得割の額」 とあるのは、「所得割の額並びに附則第20 条の2第1項の規定による市民税の所得割 <u>の額」とする。</u>

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合に 5 第3項後段の規定の適用がある場合に は、次に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の 規定の適用については、附則第7条の5第 1項及び附則第7条の8中「所得割の額」 とあるのは、「所得割の額並びに附則第20 条の2第3項後段の規定による市民税の 所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係 る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の 規定の適用については、附則第7条の5第 1項及び附則第7条の8中「所得割の額」 とあるのは、「所得割の額並びに附則第20 条の3第1項の規定による市民税の所得

	<u>割の額」とする。</u>
3及び4 (略)	3及び4 (略)
5 第3項後段の規定の適用がある場合に	5 第 3 項後段の規定の適用がある場合に
は、次に定めるところによる。	は、次に定めるところによる。
$(1)$ $\sim$ $(4)$ (略)	$(1)$ $\sim$ $(4)$ (略)
	(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の
	規定の適用については、附則第7条の5第
	1項及び附則第7条の8中「所得割の額」
	とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20
	条の3第3項後段の規定による市民税の
	<u>所得割の額」とする。</u>
6 (略)	6 (略)
	附 則
	<u>(施行期日)</u>
	第1条 この条例は、令和6年4月1日から
	施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
	は、当該各号に定める日から施行する。
	(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
	(2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第
	4条の2を削る改正規定及び第34条の7
	第 1 項第 1 号リの改正規定並びに次条の
	規定 公益信託に関する法律(令和6年法
	律第 号)の施行の日の属する年の翌年の
	1月1日
	(市民税に関する経過措置)
	第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律
	(令和6年法律第8号)附則第3条第1項
	<u>の規定の適用がある場合における前条第2</u>
	号に掲げる規定による改正後の市税条例
	第 34 条の 7 第 1 項(第 1 号リに係る部分
	<u>に限る。)の規定の適用については、同項</u>
	第1号リ中「寄附金」とあるのは、「寄附
	金(所得税法等の一部を改正する法律(令
	和6年法律第8号)附則第3条第1項の規
	ーニー 定によりなおその効力を有するものとさ

- れる同法第 1 条の規定による改正前の所 得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄 附金とみなされるものを含む。)」とする。 (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、この 条例による改正後の市税条例の規定中固 定資産税に関する部分は、令和6年度以後 の年度分の固定資産税について適用し、令 和5年度分までの固定資産税については、 なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日 までの間に新たに取得された地方税法等 の一部を改正する法律(令和6年法律第4 号)第1条の規定による改正前の地方税法 (昭和25年法律第226号。次項及び第4 項において「旧法」という。) 附則第15条 第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税に ついては、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規 定する特定事業所内保育施設の用に供す る固定資産に対して課する固定資産税に ついては、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する 法律(令和2年法律第43号)の施行の日か ら令和6年3月31日までの間に整備され た旧法附則第15条第39項に規定する滞 在快適性等向上施設等の用に供する固定 資産に対して課する固定資産税について は、なお従前の例による。

#### かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正前

改正後

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定によ|第2条 市長は、法第2条第2項の規定によ る公示の日(以下「公示日」という。)から 令和6年3月31日までの間に、持続的発 展計画に記載された産業振興促進区域内 において、持続的発展計画において振興す べき業種として定められた租税特別措置 法(昭和 32 年法律第 26 号)第 12 条第 4 項 の表の第1号の中欄又は第45条第3項の 表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供す る設備で同法第12条第4項の表の第1号 の下欄又は第45条第3項の表の第1号の 下欄の規定の適用を受けるものであって、 取得価額の合計額が次に掲げる事業の区 分に応じそれぞれ次に定める額以上のも の(以下「特別償却設備」という。)の取得 等(租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令 第43号)第28条の9第10項に規定する資 本金の額等(以下「資本金の額等」という。) が5,000万円を超える法人が行うものにあ っては、新設又は増設に限る。)をした者に ついて、当該特別償却設備である家屋及び 償却資産並びに当該家屋の敷地である土 地(公示日以後において取得したものに限 り、かつ、土地については、その取得の日 の翌日から起算して1年以内に当該土地を 敷地とする当該家屋の建設の着手があっ た場合における当該土地に限る。)に対し て課する固定資産税について課税を免除 をする。

(1)及び(2) (略)

附則

1 (略)

(課税免除)

る公示の日(以下「公示日」という。)から 令和9年3月31日までの間に、持続的発 展計画に記載された産業振興促進区域内 において、持続的発展計画において振興す べき業種として定められた租税特別措置 法(昭和 32 年法律第 26 号)第 12 条第 4 項 の表の第1号の中欄又は第45条第3項の 表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供す る設備で同法第12条第4項の表の第1号 の下欄又は第45条第3項の表の第1号の 下欄の規定の適用を受けるものであって、 取得価額の合計額が次に掲げる事業の区 分に応じそれぞれ次に定める額以上のも の(以下「特別償却設備」という。)の取得 等(租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令 第43号)第28条の9第10項に規定する資 本金の額等(以下「資本金の額等」という。) が 5,000 万円を超える法人が行うものにあ っては、新設又は増設に限る。)をした者に ついて、当該特別償却設備である家屋及び 償却資産並びに当該家屋の敷地である土 地(公示日以後において取得したものに限 り、かつ、土地については、その取得の日 の翌日から起算して1年以内に当該土地を 敷地とする当該家屋の建設の着手があっ た場合における当該土地に限る。)に対し て課する固定資産税について課税を免除 をする。

(1)及び(2) (略)

附則

1 (略)

(失効) (失効) 2 この条例は、**令和6年3月31日**限り、そ 2 この条例は、**令和9年3月31日**限り、そ の効力を失う。 の効力を失う。 3 (略) 3 (略) 附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行す る。

#### かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前

(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税
額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除	額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除
く。)及びその世帯に属する国民健康保険	く。)及びその世帯に属する国民健康保険
の被保険者につき算定した所得割額及び	の被保険者につき算定した所得割額及び
被保険者均等割額の合算額とする。ただ	被保険者均等割額の合算額とする。ただ
し、当該合算額が <b>22 万円</b> を超える場合に	し、当該合算額が <b>24 万円</b> を超える場合に
おいては、後期高齢者支援金等課税額は、	おいては、後期高齢者支援金等課税額は、
<b>22 万円</b> とする。	<b>24 万円</b> とする。
4 (略)	4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第 27 条 次の各号の一に掲げる国民健康保 | 第 27 条 次の各号の一に掲げる国民健康保 険税の納税義務者に対して課する国民健 康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎 課税額からアに掲げる額を減額して得た 額(当該減額して得た額が 65 万円を超え る場合には、65万円)、同条第3項本文の 後期高齢者支援金等課税額からイに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た 額が 22 万円を超える場合には、22 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税 額からウに掲げる額を減額して得た額(当 該減額して得た額が 17 万円を超える場合

(国民健康保険税の減額)

険税の納税義務者に対して課する国民健 康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎 課税額からアに掲げる額を減額して得た 額(当該減額して得た額が 65 万円を超え る場合には、65万円)、同条第3項本文の 後期高齢者支援金等課税額からイに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た 額が 24 万円を超える場合には、24 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税 額からウに掲げる額を減額して得た額(当 該減額して得た額が 17 万円を超える場合

改正後

には、17万円)の合算額とする。

- (1) (略)
- (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所 | (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所 得金額及び山林所得金額の合算額が、43万 円(納税義務者並びにその世帯に属する国 民健康保険の被保険者及び特定同一世帯 所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上 の場合にあっては、43万円に当該給与所得 者等の数から1を減じた数に10万円を乗 じて得た金額を加算した金額)に被保険者 及び特定同一世帯所属者1人につき29万 円を加算した金額を超えない世帯に係る 納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~ウ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所 得金額及び山林所得金額の合算額が、43万 円(納税義務者並びにその世帯に属する国 民健康保険の被保険者及び特定同一世帯 所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上 の場合にあっては、43万円に当該給与所得 者等の数から1を減じた数に10万円を乗 じて得た金額を加算した金額)に被保険者 及び特定同一世帯所属者1人につき53万 5,000円を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前2号に該当する者を除 く。)

ア~ウ (略)

2及び3 (略)

には、17万円)の合算額とする。

- (1) (略)
  - 得金額及び山林所得金額の合算額が、43万 円(納税義務者並びにその世帯に属する国 民健康保険の被保険者及び特定同一世帯 所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上 の場合にあっては、43万円に当該給与所得 者等の数から1を減じた数に10万円を乗 じて得た金額を加算した金額)に被保険者 及び特定同一世帯所属者1人につき29万 5,000円を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前号に該当する者を除 < 。 )

ア~ウ (略)

得金額及び山林所得金額の合算額が、43万 円(納税義務者並びにその世帯に属する国 民健康保険の被保険者及び特定同一世帯 所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上 の場合にあっては、43万円に当該給与所得 者等の数から1を減じた数に10万円を乗 じて得た金額を加算した金額)に被保険者 及び特定同一世帯所属者1人につき54万 5,000円を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前2号に該当する者を除 く。)

ア~ウ (略)

2及び3 (略)

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行 <u>する。</u>

(適用区分)

この条例による改正後のかすみがうら市

国民健康保険税条例の規定は、令和6年度 以後の年度分の国民健康保険税について 適用し、令和5年度分までの国民健康保険 税については、なお従前の例による。

# かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

	FHV)たパで因する木が Alipが派女		
改正前	改正後		
(定義)	(定義)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げ	第2条 この条例において、次の各号に掲げ		
る用語の意義は、当該各号に定めるところ	る用語の意義は、当該各号に定めるところ		
による。	による。		
$(1)$ $\sim$ $(4)$ (略)	(1)~(4) (略)		
	(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8		
	号に規定する特定個人番号利用事務をい		
	<u>う。</u>		
	(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号		
	に規定する利用特定個人情報をいう。		
(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)		

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務 は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同 表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に 務及び市長又は教育長が行う法別表第2の **第2欄に掲げる事務**とする。
- 2 (略)

4 (略)

- **掲げる事務**を処理するために必要な限度 で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であ って自らが保有するものを利用すること ができる。ただし、法の規定により、情報 提供ネットワークシステムを使用して他 の個人番号利用事務実施者から**当該特定**| **個人情報**の提供を受けることができる場 合は、この限りでない。
- は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同 表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に 掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事 掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事 務及び市長又は教育委員会が行う特定個 **人番号利用事務**とする。
  - 2 (略)
- 3 市長又は**教育長**は、**法別表第2の第2欄に**3 市長又は**教育委員会**は、**特定個人番号利 用事務**を処理するために必要な限度で**利** 用特定個人情報であって自らが保有する ものを利用することができる。ただし、法 の規定により、情報提供ネットワークシス テムを使用して他の個人番号利用事務実 施者から**当該利用特定個人情報**の提供を 受けることができる場合は、この限りでな 11
  - 4 (略)

# 別表第1(第4条関係)機関事務1~34 (略)(略)35 教育長特別支援教育就学奨励費及び要保護・準要保護児童生徒援助費補助金交付要項に関する事務であって規則で

定めるもの

別表第1	(第4条队	[係]

機関	事務		
1~34 (略)	(略)		
35 <b>教育委員</b>	特別支援教育就学奨励費及		
<u>会</u>	び要保護・準要保護児童生		
	徒援助費補助金交付要項に		
	関する事務であって規則で		
	定めるもの		

# 別表第3(第5条関係)

別表第3(第5条関係)						
情報照会	事務	情報	特定個人情報			
機関		提供				
		機関				
1 教育	特別支援	市長	(1) 地方税			
<u>長</u>	教育就学		関係情報で			
	奨励費及		あって規則			
	び要保		で定めるも			
	護・準要		0			
	保護児童		(2) 生活保			
	生徒援助		護関係情報			
	費補助金		であって規			
	に関する		則で定める			
	事務であ		もの			
	って規則		(3) 外国人			
	で定める		生活保護関			
	もの		係情報であ			
			って規則で			
			定めるもの			

# 別表第3(第5条関係)

<b>桂却</b> 取	市公	情報	<b>供学佣人桂却</b>		
情報照会	事務		特定個人情報		
機関		提供			
		機関			
1 教育	特別支援	市長	(1) 地方税		
<u>委員会</u>	教育就学		関係情報で		
	奨励費及		あって規則		
	び要保		で定めるも		
	護・準要		の		
	保護児童		(2) 生活保		
	生徒援助		護関係情報		
	費補助金		であって規		
	に関する		則で定める		
	事務であ		もの		
	って規則		(3) 外国人		
	で定める		生活保護関		
	もの		係情報であ		
			って規則で		
			定めるもの		

# <u>附 則</u>

<u>この条例は、令和6年5月27日から施行</u> する。

# かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後				
(保育の内容)	(保育の内容)				

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設|第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設 の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚 **庭庁長官**が定める指針に準じ、家庭的保育 心身の状況等に応じた保育を提供しなけれ ばならない。

の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚 生省令第63号) 第35条に規定するこども家 生省令第63号) 第35条に規定する内閣総理 大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業 事業の特性に留意して、保育する乳幼児のの特性に留意して、保育する乳幼児の心身 の状況等に応じた保育を提供しなければな らない。

(職員)

第29条 (略)

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数に1を加え た数以上とする。
- (1)及び(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお|(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお| 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね**30人**につき|(4) 満4歳以上の児童 おおむね**25人**につき 1人
- 3 (略)

(職員)

第31条 (略)

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼 児の区分に応じ、当該各号に定める数の合 児の区分に応じ、当該各号に定める数の合 以上は保育士とする。
- (1)及び(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお|(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお| 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
- 1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員) (保育所型事業所内保育事業所の職員)

(職員)

第29条 (略)

- じ、当該各号に定める数の合計数に1を加え た数以上とする。
- (1)及び(2) (略)
- むね**20人**につき1人(法第6条の3第10項第2 むね**15人**につき1人(法第6条の3第10項第2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
  - 1人
  - 3 (略)

(職員)

第31条 (略)

- 計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数 計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数 以上は保育士とする。
  - (1)及び(2) (略)
- むね**20人**につき1人(法第6条の3第10項第2 むね**15人**につき1人(法第6条の3第10項第2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね**30人**につき(4) 満4歳以上の児童 おおむね**25人**につき 1人
  - 3 (略)

#### 第44条 (略)

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数以上とす じ、当該各号に定める数の合計数以上とす る。ただし、保育所型事業所内保育事業所 る。ただし、保育所型事業所内保育事業所 一につき2人を下回ることはできない。
- (1)及び(2) (略)
- 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
- 1人
- 3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略)

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を 加えた数以上とし、そのうち半数以上は保 加えた数以上とし、そのうち半数以上は保 育士とする。
- (1)及び(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
- 1人
- 3 (略)

# 第44条 (略)

一につき2人を下回ることはできない。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお むね**20人**につき1人(法第6条の3第12項第2 むね**15人**につき1人(法第6条の3第12項第2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね**30人**につき(4) 満4歳以上の児童 おおむね**25人**につき 1人
  - 3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略)

- 育士とする。
- (1)及び(2) (略)
- むね**20人**につき1人(法第6条の3第12項第2 むね**15人**につき1人(法第6条の3第12項第2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね**30人**につき (4) 満4歳以上の児童 おおむね**25人**につき 1人
  - 3 (略)

# 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑 み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあ るときは、当分の間、この条例による改正 後のかすみがうら市家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例 第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及 び第47条第2項の規定は、適用しない。この 場合において、この条例による改正前のか すみがうら市家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例第29条 第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47 条第2項の規定は、この条例の施行の日以 後においても、なおその効力を有する。

かすみがうら市交流セ	ンター等の設置及び管	理に関する条例 新旧対照表				
改正	E前	改正後				
(名称及び位置)		(名称及び位置)				
第3条 (略)		第3条 (略)				
2 附属施設の名称及び	び位置は、次のとおり	2 附属施設の名称及び	び位置は、次のとおり			
とする。		とする。				
名称	位置	名称	位置			
(略)	(略)	(略)	(略)			
古民家江口屋	かすみがうら市坂	古民家江口屋	かすみがうら市坂			
	895 番地 1		895 番地 1			
		<u>水郷園</u>	<u>かすみがうら市坂</u>			
			905 番地 6			
   (附属施設の種類)		(附属施設の種類)				
第 5 条 (略)		第5条 (略)				
2 (略)		2 (略)				
		3 水郷園の施設の種類は、次のとおりとす				
		<u>る。</u>				
		(1) 客室(1階)				
		(2) 客室(2階)				
(使用の許可)		(使用の許可)				
第8条 第4条第1項	頂第3号 <b>及び第5条</b> (第	第8条 第4条第1項第3号 <b>又は第5条</b> (第				
1項第1号及び第2	項第4号を除く。)の	1 項第 1 号及び第 2 項第 4 号を除く。)の				
施設を使用しようと	する者は、あらかじめ	施設を使用しようとする者は、あらかじめ				
市長の許可を受けな	ければならない。使用	市長の許可を受けなければならない。使用				
許可を受けた事項を	を変更しようとすると	許可を受けた事項を変更しようとすると				

きも同様とする。 きも同様とする。 2 (略) 2 (略) (使用料の減免) (使用料の減免) 第13条 (略) 第13条 (略) 2 市長は、**第1項**に定める場合のほか、同2 市長は、**前項**に定める場合のほか、同項 項各号に掲げる基準に相応する特別の理 各号に掲げる基準に相応する特別の理由 由があると認めるときは、前項の規定に準 があると認めるときは、前項の規定に準じ 使用料を免除し、又は減額することができ じ使用料を免除し、又は減額することがで きる。 る。 3 (略) 3 (略) (指定管理者が行う業務) (指定管理者が行う業務) 第 20 条 指定管理者が行う業務は、次に掲|第 20 条 指定管理者が行う業務は、次に掲 げるとおりとする。 げるとおりとする。 (1)~(6) (略) (1)~(6) (略) (7) 水郷園の使用許可及び運営に関する業 務 **(8)** ∼**(10)** (略) <u>(7)</u>~<u>(9)</u> (略) (利用料金制) (利用料金制) 第21条 (略) 第21条 (略) 2 利用料金は、第 12 条の規定にかかわら 2 利用料金は、第 12 条の規定にかかわら ず、別表に定める額を基準に、0.5を乗じ ず、別表に定める額を基準に、指定管理者 て得た額から 1.5 を乗じて得た額までの が定めるものとする。 **範囲内において**指定管理者が定めるもの とする。 3 (略) 3 (略) (指定管理者による管理にあたっての読替

え)

第22条 第8条から第17条までの規定は、| 第22条 第8条から第17条までの規定は、 指定管理者による管理を行う場合につい て準用する。この場合において、第8条中 「第4条第1項第3号**及び第5条**(第2項| 第4号を除く。)の施設」とあるのは「調 理実習室、係留桟橋、多目的桟橋、宿泊室 (和室)、宿泊室(洋室) **及び共用スペース**」 と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9

(指定管理者による管理にあたっての読替 え)

指定管理者による管理を行う場合につい て準用する。この場合において、第8条中 「第 4 条第 1 項第 3 号**又は第 5 条**(第 2 項 第4号を除く。)の施設」とあるのは「調 理実習室、係留桟橋、多目的桟橋、宿泊室 (和室)、宿泊室(洋室)、共用スペース、客 室(1 階)又は客室(2 階)」と、「市長」とある

条から第11条までの規定中「市長」とあ るのは「指定管理者」と、第 12 条の見出 し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、 同条中「使用料を市長に」とあるのは「利 用料金を指定管理者に」と、第13条(見出 しを含む。)中「使用料の減免」とあるのは 「利用料金の減免」と、「市長は、第1項 に定める場合のほか、同項各号に掲げる基 準に相応する特別の理由があると認める とき」とあるのは「指定管理者は、第1項 に定める場合のほか、同項各号に掲げる基 準に相応する特別の理由があると認め、市 長の承認を得たとき」と、第14条の見出 し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、 同条中「使用料は」とあるのは「利用料金 は」と、「第12条に規定する使用料」とあ るのは「第21条第2項の規定により指定 管理者が定める利用料金」と、第15条(見 出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利 用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理 者」と、「市長が相当の理由があると認めた とき」とあるのは「指定管理者が相当の理 由があると認め、市長の承認を得たとき」 と、第16条中「市長」とあるのは「指定管 理者」と、第17条中「市長」とあるのは 「指定管理者」と、別表中「使用料」とあ るのは「利用料金」と読み替えるものとす る。

別表(第12条関係)

区分	使用料	備考
(略)	(略)	(略)
古民家江口屋		

のは「指定管理者」と、第9条から第11条ま での規定中「市長」とあるのは「指定管理 者」と、第12条の見出し中「使用料」とあ るのは「利用料金」と、同条中「使用料を 市長に」とあるのは「利用料金を指定管理 者に」と、第13条(見出しを含む。)中「使 用料の減免|とあるのは「利用料金の減免」 と、「市長は、前項に定める場合のほか、同 項各号に掲げる基準に相応する特別の理 由があると認めるとき」とあるのは「指定 管理者は**、前項**に定める場合のほか、同項 各号に掲げる基準に相応する特別の理由 があると認め、市長の承認を得たとき」と、 第14条の見出し中「使用料」とあるのは 「利用料金」と、同条中「使用料は」とあ るのは「利用料金は」と、「第12条に規定 する使用料」とあるのは「第21条第2項 の規定により指定管理者が定める利用料 金」と、第15条(見出しを含む。)中「使用 料」とあるのは「利用料金」と、「市長」と あるのは「指定管理者」と、「市長が相当の 理由があると認めたとき」とあるのは「指 定管理者が相当の理由があると認め、市長 の承認を得たとき」と、第16条中「市長」 とあるのは「指定管理者」と、第17条中 「市長」とあるのは「指定管理者」と、別 表中「使用料」とあるのは「利用料金」と 読み替えるものとする。

別表(第12条関係)

区分	使用料	備考		
(略)	(略)	(略)		
古民家江口屋				

	宿 泊 室(和 室A・	<u>市内に</u> <u>住所を</u> <u>有する</u> 者	大人 5,000 円 小人 3,000 円	<u>1泊1人当</u> たり			医(和 室 洋室A・	大人 7,500 円 小人 4,500 円	1 泊 1 人当 たり
	B、洋 室A・ B)	<u>上記以</u> 外の者	大人 7,500 円 小人 4,500 円	1 泊 1 人当 たり		宿泊貸切		24, 000 円	宿泊室の 使用料に 加算する ものとする。
	宿泊貸切	市内に 住所を 有する 者	<u>16,000</u> 円	宿用料する		共 用スペース	市内に 住所を 者 上記 外の者	800円 1,200 円	1 時間当た り 1 時間当た り
		<u>上記以</u> 外の者	24, 000 円	ものとする。		郷園(1 相 <u>客室</u>	<u>東)</u>	<u>10, 000</u> 円	1泊1人当 たり
	共 用 ス ペ ース	市内に 住所を 有する 者	800 円	1 時間当たり		<b>基本料金</b> 備考		<u>30, 000</u> <u>⊞</u>	客室の使 用料に加 算するも のとする。
		上記以 外の者	1,200	1 時間当たり					
	<u>浴室</u>		大 220円 小 九 110円	1回1人当 たり(宿泊 に伴う使 用の場合 は、1泊1 人当たり)	<b>6</b> ペースを団体が使用する場合は、当該 <b>5</b> の申請を行う者の区分によるものとす         2 及び3 (略)       4 水郷園の使用は、1 棟貸切りとする			合は、当該使用 るものとする。	
1	備考								

1 調理実習室者しくは<br/>
用スペースを団体が使用する場合又は古<br/>
民家江口屋を団体が宿泊貸切により使用<br/>
する場合の区分<br/>
は、当該使用の申請を行う<br/>
者の区分によるものとする。<br/>
2 及び3 (略)附 則<br/>
この条例は、令和6年7月1日から施行<br/>
する。

# 茨城県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

変更前	変更後
(執行機関の組織)	(執行機関の組織)
第11条 広域連合に、広域連合長及び副広	第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広
域連合長1人を置く。	域連合長1人を置く。
2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、	2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、
広域連合長に事故があるとき又は広域連	広域連合長に事故があるとき又は広域連
合長が欠けたときは、その職務を代理す	合長が欠けたときは、その職務を代理す
る。	る。
3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連	
<u>合議員と兼ねることができない。</u>	
別表第1(第4条関係)	別表第1(第4条関係)
1 (略)	1 (略)
2 被保険者証及び資格証明書の引渡し	2 <b>資格確認書等</b> の引渡し
3 <b>被保険者証及び資格証明書</b> の返還の受	3 <b>資格確認書等</b> の返還の受付
付	
4~6 (略)	4~6 (略)
別表第 2 (第 18 条関係)	別表第 2 (第 18 条関係)
区分負担割合等	区分負担割合等
均等割 10%	均等割 10%
1 共通経費 人口割 45%	1 共通経費 人口割 45%
高齢者人口割 45%	高齢者人口割 45%
2 医療給付 高齢者医療確保法第 98	2 医療給付に 高齢者医療確保法第 98
に要する経費 条に定める市町村の一	要する経費 条に定める市町村の一

	般会計において負担す べき額
3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第 105条に定める市町村が納付すべき額)	市町村が徴収した保険 料等の実額及び低所得 者等の保険料軽減額相 当額

#### 備考

- 1 人口割の算定は、前年度の **3月31日**現 在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 2 高齢者人口割の算定は、前年度の3月31 日現在の住民基本台帳に基づく満75歳 以上の人口による。

	般会計において負担す
	べき額
3 保険料その	
他の納付金(高 齢者医療確保 法第 105 条に 定める市町村 が納付すべき 額)	市町村が徴収した保険 料等の実額及び低所得 者等の保険料軽減額相 当額

#### 備考

- 1 人口割の算定は、前年度の**1月1日**現在 の住民基本台帳に基づく人口による。
- 2 高齢者人口割の算定は、前年度の<u>1月1</u> <u>日</u>現在の住民基本台帳に基づく満75歳以 上の人口による。

# <u>付 則</u>

# (施行期日)

1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第291条の3第1項の規定によ る茨城県知事の許可のあった日から施行 する。ただし、この規約による変更後の 別表第1の規定は、令和6年12月2日か ら施行する。

# (経過措置)

2 この規約による変更後の別表第 2 備考 の規定は、令和 7 年度以後の関係市町村 の負担金について適用し、令和 6 年度以 前の関係市町村の負担金については、な お従前の例による。